

都市エルサレムのブルジョワ

——前期エルサレム王国の統治構造——

櫻井 康人

【要約】 従来のエルサレム王国史研究は、法書史料の描く王国会議像が導く、聖と俗やオート・クールとクール・デ・ブルジョワという区分に規定されてきたと言える。この規定は、王国の重要な社会要素を成すブルジョワに関する研究の姿勢にも、例外なく影響を与えた。

しかし、証書史料の詳細な分析によって、王国統治構造は決して法書史料の描く像とは一致しないことが明らかになるであろうし、又ブルジョワの活動の王国統治構造への位置付けもより正確に把握できるであろう。

史林 八三卷二号 二〇〇〇年三月

はじめに

従来のエルサレム王国史は国王・貴族関係と両者の権力の優劣を中心に論ぜられてきた。そこに抱合される問題と、国王・貴族以外の諸勢力に関する考察の重要性については既に拙稿で指摘した通りである。前稿では騎士修道会と王国との関連を考察したが、同じ観点から本稿ではブルジョワ *burghensis* に注目する。ブルジョワとは一般的に「騎士ではないラテン・シリア在住の俗人フランク人」として認識されている。王国社会構造を多少図式的に表すと「国王・聖職者や騎士（貴族）層・ブルジョワ層・被征服者（シリア人・アラブ人等）層」というピラミッドが形作られよう。即ち、ブルジョワ

層は多数の被征服者層の存在を背景としつつ、少数の征服者層の下層に位置するのである。この点を念頭に置くと、王国統治構造の考察において、ブルジョワは当然検討対象となるべき要素と考えられる。

さて、詳細は後述するが、法書史料はブルジョワ層を統括する機関としてクール・デ・ブルジョワなる会議の存在を示す。そして、それはゴドフロワ公によって都市エルサレムで創設され、後に他都市へ波及したとされる。よって、これらの情報の真偽はともかく、ブルジョワやクール・デ・ブルジョワを検討する際、先ず都市エルサレムに焦点を当てる必要があるであろう。尚、一一八七年七月、ハッティーンの戦いによる都市エルサレムの喪失は周知のことである。そこで本稿では、一一八七年七月迄の都市エルサレムのブルジョワを対象とし、王国統治におけるブルジョワの位置付けを考察することを目的とする。

それでは、本論に入る前に、次章でブルジョワに関する研究とその問題点を整理しておきたい。

- ① 詳細は、拙稿「エルサレム王国における騎士修道会の発展——会議・集会の分析を中心に——」『史林』八十一巻四号、一九九八年
以下、「騎士修道会」と略）、一〇一―一〇六頁参照。
② 例えば、Le Comte Beugnot, M., "Introduction", *Recueil des Historiens des Croisades* (以下、RHCと略), *lois*, II, Paris, 1843, pp. i-vi, 等参照。

第一章 研究史と問題の所在

第一節 法書史料に見る王国会議像とその影響

これまで、ブルジョワとクール・デ・ブルジョワを対象とした研究は非常に少ない。無論、王国の構成要素の中でも多数を占めるが故に、随所で触れられることはあるが。その理由の一つに、年代記史料にブルジョワが登場する機会が殆ど無い、という現状がある。従って、その考察の殆どは法書史料に依拠したものであり、又それが最も有効な手段とされて

きた。

法書史料とは、主に二三世紀に作成された私的法書であり、その目的は当時の公的法書の欠落を補うことであつた。^① オート・クルルの法とクルル・デ・ブルジョワの法に二分されるそれは、ラテン・シリアの歴史を探る上で一翼を成す史料であり、これまで多数の研究者の考察に大きく貢献している。^② 中でも、その王国会議像は従来の研究者に最も大きな影響を与えている。即ち、その会議像は、従来の研究で一つの前提条件とされてきたと言える。

そこで以下では、先ずオート・クルルの法とクルル・デ・ブルジョワの法に見る王国会議像とそのブルジョワ研究への影響を具体的に確認したい。

(一) オート・クルルの法 (Assises de la Haut Cour)^③

● 『ジャン・ディブランの書』 (Livre de Jean d'Iblin)^④

ヤッファ伯ジャン・ディブランは神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世との対立で名を馳せるベイルート伯ジャンの孫であり、一二六〇年前後、ラテン・シリアでの最有力者の一人であつた。その法書作成の動機は、ハッティーンの戦いによつて失われた王国唯一の法書 *Letres dou Sepulcre* を後世に伝えることであつたが、^⑤ どの程度それを自らの法書の中に織り込んでいくかは解らない。そもそも、*Letres dou Sepulcre* が失われてから約八〇年が経過しており、彼がそれを再構成することは困難であつたと考えられる。従つて、あくまでもジャンの書は、彼の知り得る限りの王国の伝統を踏襲しつつも、幾分かはその創作によるものであろうか。

では実際にジャンの書に描かれる王国会議像を見たい。

「ゴドフロワ公は二つの世俗会議を設立した。一つはオート・クルルであり、それによつて彼は「王国を」統治し、整えた。もう一つはブルジョワの会議であり、そこに彼は副伯と呼ばれる代理人を、統治し、整えるように創出した。そして、オート・クルル

の陪審に、オマーージュを通じて封を保持する彼の騎士を置いた。そして、ブルジョワの会議については、件の都市（エルサレム）の、他者より法に精通し、より賢明なブルジョワ（「を陪審として置いた」）。そして、「公は」ブルジョワ会議の陪審達に、ブルジョワ会議の法書の中に秩序立てられるものに対してのみ宣誓するよう命じた。そして「公は」次のことを決定した。国王、その下臣とその封や全ての騎士はオート・クールによって審議され、国王がオート・クールによって審議されるのを望まない者達はブルジョワの会議によって審議されること、そして全てのブルジョワはブルジョワの会議によって導かれ判決されること、ブルジョワの訴訟はブルジョワの会議のみで訴訟され、判断され得、又そうされるべきであること、を。……」^⑦

この章は従来の研究者達にも屢々引用されるものであるが、ここに表される王国会議像は、王国統治に二つの大きな区分が存在したことを示す。一つは、聖と俗の、もう一つは封を保持する者（騎士）と封を保持しない者（ブルジョワ）のそれである。この分類はジャンの法理念を支える柱であり、それを厳格なまでに維持しようとする姿勢が他所にも見られる。^⑧しかし、例えば、聖職者に対する封の譲渡・売却の禁止は、現実では無くむしろジャンの法理念の中に位置付けられることを、多数の証書が物語っている。

ゴドフロワがエルサレムに創った会議を雛形とし二四の領主会議の下に三六のブルジョワ会議が置かれた、とジャンは総計する。^⑩

● 『王の書』 (Le Livre au Roi)

作者不詳のこの法書は、ハッティーンの敗戦後アモーリー二世の命により、失われた法書 *Lettres du Sepulchre* の伝統を残すために編纂されたとされる。即ち『王の書』はジャンの法書より約半世紀前に、王権優位性の確認を目的に作成された、ということが一般的に受け入れられてきた。^⑪さて、『王の書』に表れるブルジョワについての項目は、ジャンの書的那とは大きく異なる。一例を挙げると、

「もし、ある不運によって、あるブルジョワが騎士を殴打し、その時その騎士がオート・クールで証言を為す二人のブルジョワの

証言を得ることができる、という場合には、法は以下のように判断する。件のブルジョワはその拳を打たれるべきであり、そして件の事件については和解が為される。……」^⑬

これは、騎士とブルジョワ両方が関わる刑法上の事例であり、当然起り得た場合の対処方である。つまり、場合によっては、ブルジョワもオート・クールで審議される対象となったことである。従って、ジャンの書は恐らく現実の物よりも厳格な法理念に基づいていた、と考えられる。但し、ここでは刑事事件に限られており、ジャンのスタンスとの隔壁は存在するが。

『王の書』の描く王国会議像であるが、ジャンの書の様な明確な区分は見られない。しかし、少なくともオート・クールとクール・デ・ブルジョワの区別が存在したこと、そしてその区別が封の有無によるものであったことは、窺い知ることができる。例えば、封とは言えない家、土地や葡萄畑、即ちブルガージュについてはブルジョワの会議で相続を認められるべきことが記されている。^⑭これは、やはり封を持つ者と持たない者との区別と、それによる統治構造上の区分が原則的であったことを想起させる。

(二) クール・デ・ブルジョワの法 (Assises de la Cour de la Borgerie)

オート・クールの書と同様、クール・デ・ブルジョワの二冊の法書にも、会議区分の記述が見られるが、内容についての差異はさほど無いので、ここではクール・デ・ブルジョワの構成について簡単に確認しておくに留めたい。

● 『クール・デ・ブルジョワの法書』 (Livre des Assises de la Cour des Bourgeois)^⑮

この書はその編者、成立年代共に不明であるが、恐らくはアモーリー一世からボードワン四世期にかけて編纂された物であろうと考えられている。が、現本は存在せず、その幾つかの写本はいずれも一三世紀後半以降に成立したものである。^⑯そこに描かれるブルジョワの会議像であるが、先ず都市のバイイー Pally は法と正義を遵守し、彼の下に来る人々を

それらによつて維持すべきことが述べられる。ここで言うバイイーとは、副伯 *vesconte* と一致させることができようが、ブルジョワによる訴訟を審議するために、彼は陪審達 *jurés* に審議等を命ずる。陪審たるには知者であり、神を愛し、真理の友でなくてはならず、良き助言を為さねばならない。又、陪審は、審議権を持たない弁護士 *avocas*、*avantparliers*、*juges* であつてはならないとされる。^⑭

以上の様に、クール・デ・ブルジョワは、バイイー、即ち副伯、複数の陪審、複数の弁護士から構成されていたと理解できる。

● 『クール・デ・ブルジョワの法書要約』 (*Abrégé du Livre des Assises de la Cour des Bourgeois*)^⑮

この書の成立は、アルスール伯ジャンが王国のバイイーであつた時代、即ち一二五〇年代であり、その目的は当時欠落していた公的な法制度の整備と王国統治の円滑化だつた。^⑯

第二章では、クール・デ・ブルジョワの構成の輪郭が描かれており、それは次の通りである。国王代理人たる副伯を中心とし、彼は騎士、とりわけ国王下臣 *homme le roi* でなくてはならないこと。一二乃至それ以上の陪審が彼に加わるが、彼らはローマの法によつてブルジョワでありフランク人たること。そして、彼らの役割は会議 *court* の審議に際し副伯を補佐することであること。会議には一名の書記官 *escrivain* と一名の従者長 *maïtesse* が必要たること。又、従者長の補佐として、軍備を施した数名の従者 *sergans* が必要たること。更に、弁護士についても記されている。^⑰

ここに見られるのは、先に見た『クール・デ・ブルジョワの法書』よりも細分化された構成だが、その背景には時代的差異や編纂者の法知識の差異があつたであろう。いずれにせよ、ここに近年の研究者は「副伯と二人の陪審」というクール・デ・ブルジョワ像を見ることがとなる。

（三） 法書史料の影響

先述の様に、法書史料の描く王国会議像は研究者の前提条件とする所であるが、その代表例としてラ・モントを挙げることが出来る。彼は、先に引用したジャンの書第二章を受け入れ、ゴドフロワ時より王国の会議はオート・クールとクル・デ・ブルジョワ等の下層会議に分類されていたことを述べた上で、「イタリア諸都市のコンシユラーと教会会議を除いた全ての会議は、法学者の著作や *Leges* に見られる王国法を適用していた」とする。彼のみならず、法書史料の王国会議像とそれに基づく王国統治構造は、研究者をして「高度に発展した行政構造」と評価せしめる。^{②③}

一方、近年法書史料に対する否定的見解も加えられている。一三世紀以降に作成された法書史料が一二世紀の現実を反映するの、か、という疑問を投じたプラワーやリシャール、法書史料そのものの信憑性を問うたライリー・スミスやティブルが代表例として挙げられる。が、彼らの考察も決して法書史料の描く王国会議構造の範疇から脱しておらず、その研究者達への影響は決して小さくなかったと思われる。

さて、法書史料に全面的に依ったラ・モントに代表する従来の研究者達のブルジョワやクール・デ・ブルジョワに関する見解は、プラワーによって修正が加えられることとなる。

第二節 プラワーの見解と問題の所在

プラワーの視点は大きく二分されるが、彼は先ず王国でのブルジョワ誕生の背景から論を展開する。第一回十字軍に多数の民衆が参加したことは周知のことだが、年代記中歩兵 *pedes* と表現される彼らの出自は都市民ではなく、ヨーロッパ社会の中でも最下層に位置する所であった。元來出自の低かった騎士と同様、「征服の法」*law of conquest* によって不動産等の財産を所有していく彼らは、大多数の被征服者の存在を背景に一つの社会層を形成していく。^{②④}これがブルジョワ層の出現となるが、彼はギョーム・ド・テイルの年代記から、それは一一一〇年頃迄に完成したとする。^{②⑤}

又、彼はその居住地について、フランス等で見られるブルグスburgusはラテン・シリアでは存在せず、ラテン・シリアに導入されたのはburgensisという語とその所有地であるブルガーージュの概念のみであったとする。ラテン・シリアでは、居住単位が防衛機能に重点を置いた城塞castellum、gastinaであり、都市は原則的にそれに包括されたことを念頭に置くと、これは理解し易い。

では、何故先の法書史料は騎士ではないフランク人を表すのにcivesではなくburgensesという表現を用いたのか。この問いへの答えをプラワーは示唆する。ラテン・シリアに典型的な上記の居住形態は、必然的に騎士の居住地を都市内に制限した^④。即ちcivesという表現は必然的に騎士も抱合するのである。先述の如く、法書史料の目的の一つに封を持つ者と持たない者との区別を明確にする、ということが看取できる様に、burgensesという表現は騎士階級との区別に最も有効な語であったと考えられ、従ってそれはブルグスを必要条件とすることなく一般化したと思われる。

以上の点は、ブルジョワの実態を多角面から明確にしており、プラワーの大きな成果として評価することができよう。続いて、彼はクール・デ・ブルジョワに焦点を当てる。彼は従来の研究者によるクール・デ・ブルジョワに関する言及が、全面的に法書史料に依っていることに警鐘を鳴らした上で、先ずジャンが記すゴドフロワによる二つの会議の創設に疑問を投じる^⑤。そこで、証書史料に着目しクール・デ・ブルジョワの実像に迫っていく。

一一一〇年頃、人口的希薄は植民者であるフランク人にとって大きな問題であった。しかし、断続的な西欧からの移入者がそれを徐々に解消していく^⑥。そして、一一二〇年代には主要都市の人口はほぼ充たされるが、それは同時に様々な問題を産出した。結果、クール・デ・ブルジョワの「原型」が必要条件的に生じることとなった。しかし、この時点では陪審の存在が確認できず、あくまでも発展段階であった。プラワーが、証書史料の中にクール・デ・ブルジョワの完成形を見るのは一一四九年である。何故なら、そこには副伯と八人の陪審が副署人として現れ、法書史料の描く、副伯と二人の陪審から構成されるクール・デ・ブルジョワの像に近いからである^⑦。そして、都市エルサレムでのクール・デ・ブルジ

ヨワの完成は他の都市にも波及していったのである。

以上が、クール・デ・ブルジョワに関するプラワールの見解の概要である。クール・デ・ブルジョワの起源を一一二〇年頃に見る点も説得力があり、又証書史料を考察手段として用いるのは非常に有効である。しかし、彼の導いた結論はクール・デ・ブルジョワの誕生、完成時期を訂正したに過ぎない。無論、この点は重要である。が、その論の出発点が法書史料とそれを用いた研究者への批判にあつたものの、彼の目的はその像への疑問の提示ではなく、それに到達する時期の問題の解決であつた。つまり、先入観として法書史料が描く王国会議像が存在する点では従来の研究者と同じと言える。このため、証書史料を用いつつも、その詳細な検討にまでは踏み込まず、この点もプラワールの分析の持つ不完全性と言えよう。法書史料を極端に否定する必要は無い。しかし、それに対する否定的見解が加えられている現状で、法書史料の導く像を先入観として持つことは、王国統治構造の正確な把握を阻害する危険性を孕むことは否めない。そこで、先ず次章では都市エルサレムのブルジョワに関する証書史料を網羅的に見ていくことにより、王国の都市行政の形態とそこにおけるブルジョワの活動を見ていきたい。

- ① 法書研究で特記すべきは、Grandclaude, M., *Étude critique sur les Livres des Assises de Jérusalem*, Paris, 1923. (以下、*Étude* と略す) であり、彼の「純粋封建制論」はラ・モントに大きな影響を与えた。又法と法律家について Riley-Smith, J., *The Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277*, London, 1973. (以下、*Feudal Nobility* と略す), pp. 121-144. を詳読す。

- ② 特に前者中に記される Assise sur la ligece は王権・貴族権関係を見る上で争点の一つとなつてきたことは念頭に置かれるべきであらう。これについては、八塚春児「エルサレム王国国制史研究の諸問題」『桃山歴史・地理』一六一―七合併号、一九八〇年、二二―二三頁；

拙稿「騎士修道会」一〇二―一〇五頁、等参照。

- ③ オート・クルールの法書には、本稿で扱う「ジャン・ネイブランの書」(『Livres de Jean d'Ibelin』, *RHC lois*, I, Paris, 1341. (以下、*Jean d'Ibelin* と略す))；「HSC書」(『Le Livre au Roi』, *RHC lois*, II. (以下、*Le Livre* と略す)) ④『Le Livre de Philippe de Novarre』, *RHC lois*, I.; 『Le Livre de Geoffrey le Tort』, *RHC lois*, I.; 『Le Livre de Jacques d'Ibelin』, *RHC lois*, I. があふが、王国会議像に關しては特に有益な情報が得られないので、本稿では扱わないこととする。

- ④ 「ジャン・ティンランの書」に關しては、特に Grandclaude, M., *Étude*, p. 8. sq.; id., "Classement Sommaire des manuscrits des

- Assises des Bourgeois". *Revue historique de droit français et étranger*, sér. 4, 32, 1954, pp. 198-227, 358-382. 等々添わらぬ。
- ① Le Comte Beugnot, M., "Introduction", pp. xxxvii-xi, pp. lxx-lxxi.
- ② Livre, Chap. 3, 4, 7, 8.
- ③ "Abrégé du Livre des Assises de la Cour des Bourgeois", *RHC lois*, II (以下' Abrégé. ヲ略°)
- ④ Abrégé, Chap. 13-18.
- ⑤ Abrégé, Chap. 2. 宛' 文書等の詳細を添わらぬ。 Abrégé, Chap. 3-11°.
- ⑥ 書記官制度を詳述するに於てエルサレム王国に導入されたことを説明する。 Praver, J., "The Burgesses", p. 157°.
- ⑦ Abrégé, Chap. 12.
- ⑧ La Monte, J. L., *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100-1291*, Cambridge, 1932, pp. 105-111.
- ⑨ Richard, J., *The Latin Kingdom of Jerusalem*, trans. Shirley, J., vol. A, Amsterdam, 1979. (以下' Latin Kingdom. ヲ略°), p. 77.
- ⑩ Praver, J., "Les premiers temps de la féodalité dans le royaume latin de Jerusalem : une reconsidération", *Revue d'histoire du droit*, XXII, 1954, pp. 401-424; Richard, J., *Le royaume latin de Jerusalem*, Paris, 1963. 等々添わらぬ。
- ⑪ Riley-Smith, J., *Feudal Nobility*, p. 184; Tibble, S., *Monarchy and Lordships in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1099-1291*, Oxford, 1989, pp. 1-2.
- ⑫ Praver, J., "The Burgesses", pp. 145-153. 宛' 「トリスニム」 宛' ⑤ 宛' ①に照して Praver, G., *Histoire Institutions Monarchiques dans le Royaume Latin de Jerusalem*, Paris, 1984, p. 269. 以下' 国王が貴族 宛' 以下' 中世に於ての都市の成立」 Cahan, C., *La Syrie du Nord à l'époque des croisades et la principauté franque d'Antioche*, Paris, 1940, p. 547. 以下' 都市の区別が明白に形成されたことを。
- ⑬ Praver, J., "The Burgesses", pp. 149-50. 以下' キモートの記述を以下' 如くする。 Willemi Tyrensis Archiepiscopi, "Historia rerum in partibus transmarinis gestarum", *RHC occidentaux*, I-1, I-2, Paris, 1844. (以下' Willemi. ヲ略°), Lib. 11, Cap. 12, "...Praeterea concedo, quod quicumque meorum optimatum, vel aliquis militum seu burgensium, Dei afflatus spiritu de suis redditibus, pro sua suorumque animabus, dare eidem ecclesiae voluerit, libra sit sibi piae voluntatis executio;..." 以下' 一一〇年' シンレクムに教会が置かれた状況の記述があるが、キモートが burgensis といふ表現を使うのは、それが唯一である。 等々添わらぬ。 キモートの年代記が一一七〇-八〇年代頃に作成されたことを考へる。 一一〇〇年に burgensis といふ表現が一般的であったことが疑わしい。
- ⑭ この点に関しては、宮松浩徳「西欧ブルジョワの源流——ブルグスとブルゲンシス——」九州大学出版会、一九九三年、が筆者の理解に大いに役立っていた。
- ⑮ Praver, J., "The Burgesses", pp. 150-3; -id., *Crusader Institutions*, Oxford, 1980. (以下' Crusader. ヲ略°), pp. 250-6°。 以下' プラトールブルジョワを規定する主要条を以下' プラトールガージュの保有を挙げよう。
- ⑯ Riley-Smith, J., *The Knights of St. John in Jerusalem and Cyprus, c. 1060-1310*, London, 1967. (以下' The Knights. ヲ略°), pp. 423-450. 以下' castellum 等周辺に耕作地を有する城であり gastina

はそれを有せたる城であるとするが、本稿では両者を併せて「城塞」と表現する。又、モン・シリアの城塞の重要性に關しては Benvenisti, M., *The Crusaders in the Holy Land*, Jerusalem, 1970. を Lawrens, T. E., *Crusader Castles*, Oxford, 1985. を參照。

㊦ 一方、証書史料中では *burgenses* と *cives* とはほぼ同意語として用ゐられてゐるが、このことは本稿第三卷第三節參照。

㊧ Præwer, J., "The Burgesses", p. 170. によれば都市内に居住する貴族を抑制するにシテ市民の上昇を妨げられたらうと考へてゐるが、*id.*, *Crusader*, pp. 335-9. によれば都市内に騎士が居住するにシテ市民のトシメント騎士との融合と市民の上昇の促進を説いてゐる。

㊨ Præwer, J., *Crusader*, p. 261.; Richard, J., *Latin Kingdom*, p. 121.

㊩ *ラウロウ*によつて *ibid.*, pp. 121-126. 參照。

㊪ Præwer, J., *Crusader*, pp. 264-275.; *id.*, "The Burgesses.", pp. 157-8.

㊫ 本稿で用ゐる証書史料は、"Chartes", *RHC lois*, II.; *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulchre de Jérusalem*, par. de Rozière, E., Paris, 1849. (以下「*Rozière*」を略す); *Tabulae ordinis Theutonici*, Hrg. Strehlke, E., Berlin, 1869. (以下「*Strehlke*」を略す); *Chartes de la Terre Sainte provenant de l'abbaye de Notre-Dome de Josphat*, pub.

第二章 都市エルサレムのブルジョワと都市行政

本章では、先ず都市エルサレムに關連する証書を検討するが、その際次の二点に留意したい。先ずは、「証書の発給＝會議の開催」という構図が成立するか否か、という問題である。両方の場合が存在するだろうが、その区別は非常に困難である。但し、証書の発給とその署名には複数の人間の存在が前提条件であることは確かであり、少なくとも証書の発給

Delaborde, H. F., Paris, 1880. (以下「*Delaborde*」を略す); "Trois Chartes du XIIIe siècle concernant l'ordre de St Jean de Jerusalem", par. Le Roulx, J., *Archives de l'Orient Latin*, tome 1., Paris, 1881.; *Les Archives, la Bibliothèque et le trésor de l'ordre de Saint-Jean de Jerusalem à Malte*, par. Le Roulx, J., Paris, 1883. (以下「*Le Roulx*」を略す); "Fragment d'un cartulaire de l'ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte", ét. de Marsy, A., *Archives de l'Orient Latin*, tome 2., Paris, 1884. (以下「*Marsy*」を略す); "Chartes de l'abbaye de Notre-Dome de la vallée de Josphat en Terre Sainte (1108-1291)", pub. Kohler, C., *Revue de l'Orient Latin*, tome 7., Paris, 1889. (以下「*Kohler*」を略す); "Chartes de Terre Saint.", par. Le Roulx, J., *Revue de l'Orient Latin*, tome 11., Paris, 1908. (以下「*Chartes*」を略す); *Le Cartulaire de l'église du Saint-Sépulchre de Jerusalem*, pub. Bresco-Bautier, G., Paris, 1984. (以下「*Bresco-Bautier*」を略す); *Regesta regni Hierosolymitani, MDCVII-MCCXCII*, comp. Röhrich, R., Innsbruck, 1893. (以下「*Regesta*」を略す); *Regesta regni Hierosolymitani, MCCVII-MCCXCII. Additamentum*, comp. Röhrich, R., Innsbruck, 1904. (以下「*Regesta Add.*」を略す)。

は集会的要素を伴う物であったと考えられよう。これに関連するが、もう一点は、証書への署名がその場での存在を意味するか否かという事である。これについては、エルサレム王国の場合署名が存在を忠実に再現することは概ね認められており、本稿でもこれを受け入れたい。

さて、本章で用いる証書は、発給人に軸を置いた時、二分することができる。騎士やブルジョワ、即ち俗人の発給する証書と、聖職者（ここでは聖堂参事会、修道院や騎士修道会も含むものとする）の発給する証書である。先ずは、前者について見ていきたい。

第一節 俗人発給証書

本節で対象となる証書は全二三通である。これについては、表1を適宜参照されたい。この中で最も古いものは、一二年のものである「A」。ここには、副伯 *Asquinius* や *Rainaldus de Pons* 等八人のブルジョワが副署している。プラワーは、ここにクール・テ・ブルジョワの前身を確認したのであろう。ここに見る、「副伯、ブルジョワ」という副署形態は一三三〇年迄一貫している「A、B、C、D」。しかし、一三三五年に発給された証書以降、その副署形態には二つの大きな変化が現れる。一つは、必ずしも副伯の副署が見られないこと、もう一つは陪審 *jurés* の出現である。

一三三五年以降の証書一八通の内、副伯乃至城代が副署しているのは、僅か六通と半数を下回る「H、K、O、Q、U、V」。これに対しては、プラワーも解答を用意している。それは、副伯の署名の無いものは私的記録 *private record* であったというものである。しかし、この解答は説得力を欠いている感を否めない。何故なら、私的記録だからといって副伯の署名を削除する必然性は無く、むしろ副伯の副署は記録正当化に最も有効なものであったと考えられるからである。やはり、副伯の署名の無い証書はその作成の場に副伯が存在していなかったことを示すと考える方が妥当であろう。ここで、副伯の副署が見られる六通の証書に目を向けてみると、一つの共通項が見つかる。それは、殆どその発給人が騎士階級に

属した者である、ということである〔H、K、O、Q、U〕。内容を見れば、対象こそブルジョワ、聖墳墓教会、聖ヨハネ騎士修道会や騎士と多彩であるものの、全て動産や不動産の寄進・売却に関するものである。記録官制度がない当時では、必然的に財産確認証書が多く残されることとなるが、少なくともエルサレム内居住者に関わる財産の移動には、常にブルジョワが関与しており、副伯は騎士階級に属する者が関わる時にのみ関与したと考えられる。ここで重要なのは、移動する所領が封かブルガージュか、という点だが、これに関しては明確な解答を与えることはできない^⑤。が、いずれにせよブルジョワが証書正当化の役割を担っていたことは間違いない。

次に陪審制について見ると、先述のように、証書史料の中で陪審が現れる初例は一一三五年の証書であり、署名の筆頭に *index Seyberius* と記されている〔E〕。しかし、陪審の表記があるのは *Seyberius* 一名のみであり、それが制度として確立していたとは認め難い。一方、一一四九年の証書では、副伯に続いて八名が署名しており、最後に「陪審達」*Iudas* と記されている〔H〕。さて、この証書は、プラワーがクール・デ・ブルジョワの完成を見出したものである。又、彼は、この証書中の *in regali curia* という表現をクール・デ・ブルジョワと一体化させる^⑥。しかし、ここで陪審に焦点を当てつつ他の証書を併せて検討を重ねると、プラワーの見解に疑問を呈さざるを得ない^⑦。まず、一一四九年の証書のように、副署人リストで「陪審」という区分が見られる証書は、他に一一五五年の証書 (*De iurati Jerusalem*) 〔K〕と一一六八年の証書 (*De iuratis*) 〔O〕の二通しか存在せず、一一四九年以降もクール・デ・ブルジョワの完成形を見るのは困難である。又、その三通全ての証書が騎士階級に属する者が発給したものである、という事も考慮の対象となる。特に、一一六八年の証書には、「その他出席者」*praeterea inter fuerunt* として七名のブルジョワが副署しており、決して陪審のみがブルジョワの核として会議に出席していたのではないことを物語っている〔O〕。これは、陪審と表記される者の副署する証書が、先のものを含めても六通しか存在しないことから裏付けられる〔E、H、K、L、O、Q〕。

以上二点から、法書史料に描かれる「副伯と(二人の)陪審」から構成されるという会議像は、騎士階級に属する者

が発給する一部の証書のみ近似形が確認されるものであり、現実のブルジョワ会議に相当するものであったとは考え難い。

第二節 聖職者発給証書

(一) 修道院関連証書

ここで対象となる証書は全四二通で、内ブルジョワの副署が見られるのは二九通である。適宜表2を参照願いたい。ブルジョワの副署の無い一三通を見ると、一〇分の一税等教会の問題に関するものが六例〔3、15、16、27、32、33〕、同一組織内に関するものが三例〔29、31、36〕、教会間の和解に関するものが三例〔12、28、40〕という内訳になる。これより、基本的に教会の問題、特に一〇分の一税を巡る問題には俗人の関与が無かったと考えられる^⑧。

一方、ブルジョワが副署する二九通中一九通は、財産の移動に関するものである。内、対象が聖職者であるものが六通〔1、4、5、13、34、38〕、俗人であるものが二三通であり〔2、7、8、9、10、11、14、21、25、30、35、37、42〕、財産の移動に関しては聖・俗を問わずブルジョワの立ち会いが必要であったと考えられる。そして、それは財産を巡る争いの調停も同様であろう〔17、26、39、41〕。先に見た様に、この点に関しては俗人副署の無い場合もあるが、両者の差異の背景は史料から読みとれない。尚、ブルジョワと聖墳墓教会の密接な関係も特筆すべきである。中でも Petrus Lombardus^⑨ はそのマホメリアの所領・住居に関する証書に多数副署している〔19、20、22、23、24〕。

所領・住居に関する限り、それが修道院に関するもの、修道院同士の争いであろうと、ブルジョワは俗人の代表として (De laicis' laicorum vero) 証書の権威付けの一翼を成していたことが解る。一方、副伯は六通〔4、6、7、26、34、37〕、陪審と明記されている者は三通〔8、41、42〕にしか見られず、彼らは修道院の権利確認にとって必ずしも必要条件では無かったと考えられる。但し、後者に関しては、「陪審」の表記が付されていないだけかも知れないが。

(二) エルサレム総大司教発給証書

エルサレム総大司教は、地方司教とメトロポリタン司教の二面性を持ち、本稿では当然前者としての総大司教発給証書を扱うべきであろう。が、一概に両者を明確に区分するのは困難である。従って、ここでは管見のもの全三通を考察の対象とする。これに関しては表3を参照されたい。一三〇年代迄は一〇分の一税やそれに伴う修道院の財産承認に関する証書が多数を占め、俗人の副署はほぼ見ることはできない「エ、ケ、ソ」。総大司教発給証書へのブルジョワの署名が一般化するのには、一四〇年代以降のことである。その初例は一四一年の証書であり、聖職者、副伯 *Roatus* 等に続き *Rainaldus de Monte Laudato* 以下九人のブルジョワが署名している「テ」。これ以降、総大司教発給証書でブルジョワの副署が見られるものは全一四通中九通と半数以上を占める。ブルジョワの署名が確認されない証書は、殆ど全て教会或いは修道院の間の一〇分の一税を巡る争いであり「三、チ、ミ、ム」、この点でブルジョワの関与が見られないことは修道院の例で確認したことと一致する。

但し、ブルジョワの副署が見られる九通の内、二通については *De hominibus nostris laicis* [ホ]、*De familia mea* [マ]とあり、いずれも総大司教の関係者のみの副署しか見られない。これに関してはプラワーの見解に触れておかねばならないであろう。一三三七年の証書では、聖墳墓教会聖堂参事会員達に続いて *De patriarchali curia* として七人が副署している「ソ」。プラワーはこの証書を根拠にエルサレム市内の北東四分の一区画は、クーリア・パトリアルカエとして、エルサレム総大司教の行政区であったと考える^⑧。先の二通の証書と併せて、計三通の証書はこの見解を裏付けるものと考えられるかも知れない。又、一六七七年の証書において住居に触れる際、「我々の区画にある家を」*domos, quae sunt in quarterio nostro* とあることから、総大司教の区画は明確に認識されていたと思われる「ビ」。しかし、一三三七年の証書では *Galerius* がエルサレムの祝祭の時に総大司教に一ペザンツ支払うこと、一七五五年の証書では聖ヨハネ修道会に与えているのは *Robertus de Belgenci* なる者の住居の年間二〇ペザンツの借家権 *census* であることから、これらの証書

が示すものは総大司教の個人資産のものと考えられ、ここで言う *curia* とは行政区分を表す概念というよりむしろ、狭義の意味での総大司教宮廷と考える方が妥当ではなからうか。いずれにせよ、クーリア・パトリアルカエの構成員もブルジョワであり、一一四〇年代以降、その財産の移動の際、総大司教にとっては、副伯よりブルジョワの立ち会いが有効乃至必要であったことが看取できる。

それでは、ブルジョワの中でも如何なる者が副署していたのであろうか。次は、この点を具体的に検証していきたい。

第三節 副署人リストに見るブルジョワ

本節に関しては、表4を用いて検討を行いたい。先ず、一一二〇年代から一一三〇年代前半にかけて顕著に署名する者として、*Gautfridus Acus* (五例 [A, 1, 2, 4, 6]) と *Rainaldus de Pons* (四例 [A, C, 4, 7]) の二人が挙げられる。*Rainaldus* については情報が無く、彼が如何にしてその権威を得たかは解らない。一方、*Gautfridus* は一一二五年の *Radulfus de Fontenellis* の証書 [C] から、彼に長年仕えていた従者であった事が解る。併せて、*Radulfus* がボードワン一世からボードワン二世期にかけて国王証書の約三分の一に署名を行っていることを考慮すると、*Gautfridus* は *Radulfus* を媒介として国王との関係を築き、それがエルサレムでの彼の権威を高める背景となったと考えられる。これは、一一三五年の証書では、彼がブルジョワに区分されていないことから理解できる [6]。その他については *Bonitus Tolosanus* [A, C]、*Sierius de Berio* [A, C] と金細工士 *Umbertus* [D, 5] が二例づつ名を確認される。

やがて *Umbertus* の様に名前の前後に職業名が付記されていることが屢々見られる。金細工士 *aurifer*、職人 *faber*、両替商 *comcambiator*、商人 *mercator*、料理人 *coccus*、通訳 *dragomanus* や大工 *carpentarius* 等が確認される。職人とは、恐らくタイル職人であろうか。ラテン・シリアでは、タイル職人や大工の需要が高く、そのステイタスは比較的高かった

と想定できる。料理人も、恐らくは国王・貴族従者の一環として考えられ、都市内でのステイタスは高かったであろう。又、金細工士・両替商・商人はその経済力を背景に都市内での権威を高めたと考ええるに難くない。特に、金細工士に関してはその所領移動を示す証書には仕事仲間の署名が目立ち「5、E」、その職業に就くこと自体がステイタスの高いことを示している^⑩。いずれにせよ、以上の職業に就いた者達が都市行政に深く関わる背景はある程度説明がつくであろう。但し、通訳に関しては言語能力を持つ者が就く職であり、その権威は職業ではなく人物そのものによるものであったと考えられる^⑪。

続いて、一一三〇年後半から四〇年代について見てみたい。この時期より陪審が現れることは先に触れた通りであるが、それと判断される Seybertus は二例「E」、10」、Holdredus は三例「4、6、8」その署名が確認できる。又、Umbertus de Beze は、一一四九年の証書では陪審に区分されるものの「H」、一一三七年「9」、四一年「テ」当時^⑫に彼が陪審であったかどうかは解らない。いずれにせよ、彼の署名は四通確認できる「9、テ、H、M」。又、同様に Petrus de Petra-soria も一一四九年の証書で始めて陪審と明記されている「H」。彼は一一三三年から一一六〇年まで、計一〇通の証書に署名しており「5、E、6、テ、H、I、14、K、21、26」、他の陪審より抜きん出た存在であったと思われる。一一三五年の証書から恐らく彼は金細工士であったと想定され「E」、又一一五八年の証書からは彼が聖ヨセフ修道院と密接な関係にあったことが窺える^⑬。

一方、陪審ではない者についてはどうかであろうか。この時期に顕著であるのは、料理人 *ocus Robertus* であろう。彼についてはその職業しか解らないが、一一三三年から一六〇年迄五通の証書に署名しており、長期に渡って証書正当化において権威を保っていたことが理解できる「5、10、L、21、25」。

先に触れた様に、プラワーは一一四九年の証書にクルル・デ・ブルジョワの完成を見るが、そこに署名する陪審についてはどうかであろうか。Bricios Rainaldus は一通乃至二通「ヌ、H」^⑭ Rainaldus Sacherius は六通「テ、H、I、14、K、

26]、Petrus Petragora は先に見た様に一〇通、Petrus Solomonis は六通 [H、I、L、M、21、O]、Umbertus de Bar は先に見た様に四通、Symon は一通から八通 [9、H、K、17、Q、R、S、41]、Hugonus de Tolosa は二通 [H、O]、Arbertus de Arca は二通 [H、13] と、陪審によりはらつきが大きく、又一部を除いて副書人リストに挙がること
 が決して多いとは言えない。この事からも、法書史料像が決して現実を反映していないことが裏付けられよう。つまり、少なくとも証書の内容確認とその正当化という点では、陪審か否かは大きな問題では無かつたと考えられる。

そして、この傾向は一一五〇年代以降も大きくは変わらない。先ず、陪審について見てみたいが、一一六八年では陪審ではなく、一一八六年迄に陪審となった Wilhelmus Patrum の例に見る様に [O、42]、一概にその人物が陪審か否かという判断は困難である。又、Gilbertus Papis は一一五五年の証書では regie maiestri iuratus とされるが [L]、それが単なる index と如何に異なっているのかは解らない。以上の点を念頭に置きつつもその署名状況を見てみると、陪審で顕著に現れるのは Wilhelmus Norman (七通 [I、11、25、N、P、O、P])、Petrus de S.Lazaro (九通 [N、P、F、O、A、Q、R、V、41])、Wilhelmus Patrum (七通 [14、O、S、U、37、V、42])、Godfridus de Toronis (四通 [K、N、H、P、F、H、P、Q、S、ホ、V、38、39、42]) と Wilhelmus Berardi (八通 [R、S、35、U、37、38、V、42]) の五名であろう。特に、Wilhelmus Patrum と Godfridus de Toronis は一一五〇年代から八〇年代迄コンスタントに証書に署名しており、長期に渡ってエルサレム内の行政で活躍していたことが解る。陪審になった者についての情報は少ない。但し、Godfridus は総大司教アルヌルフスのある時はセネシヤルであり [A] ある時は dapifer であり [ホ、マ]、その総大司教との関係が彼の権威を高めたと判断できる。又、一一八六年の証書では、Godfridus 等四名には dominus の称号が付記されており、陪審の中でも区別が見られることも特記すべきであろう [42]。Petrus de S.Lazaro は一一六七年では cives に分類されるが [N]、一一七七年にはヨセフ谷ノートルダム修道院の修道士であったことが解り、これは一一八二年の証書からも裏付けられる [41]。

一方、陪審ではないブルジョワは次の三名が顕著であろう。Robertus de Pingueni (一一通 [13, 25, ノ, ハ, ビ, フ, ヘ, S, 38, 39, V])、Albertus Lombardus (八通 [1, 14, K, L, 25, 26, フ, O])、Petrus Lombardus (一〇通 [19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, ヒ, ホ, マ])である。彼らは総大司教の従者であったと思われる。Petrus Lombardus に関しては、先に見た様に聖墳墓教会との関係が深かったと思われる、それが総大司教との関係に影響したと考えられる。但し Albertus Lombardus に関しては一一六八年の証書では聖ヨハネ騎士修道会士に区分されており、同騎士修道会への入会が確認できる [O]。先に確認した様に、一一四〇年代より、総大司教発給証書に頻繁にブルジョワの署名が見られるが、彼らの活躍とこのことは無縁では無からう。ともかくも彼らの都市行政への関与は軽視できず、中でも Robertus の「上昇」は注目すべきである。一一七五年の証書では彼に dominus の称号が与えられている [S]。又、一一七八年の証書では彼の署名こそ無いものの、「国王の面前の curia において、そこで Robertus de Pincheni が国王の規律のため売却 [証明] を受け入れた」とあり、他のブルジョワとは一線を画していたことが解る [U]。更に一一七九年の証書の副書人リストでは、彼はエルサレム城代 Rohardus よりも上位に現れる [V]。この背景についての検討は後に譲りたい。

これらの状況を考えると、一一八〇年代に至る迄「陪審制度」とそれに立脚したクル・デ・ブルジョワの存在は確認できない。エルサレム都市行政に関与していたのは、金細工士等の経済力を持つ者、国王や総大司教を代表とする権力者・権威者と密接に結びついた者達、即ちプラワーの表現を借りると「ブルジョワ・エリート」達²²であり、陪審か否かということはさほど大きな問題では無かった、と考えられる。では、「陪審」とは現実的機能を備えた役職なのか、名誉職に近いものか、という疑問が残るが。

以上、エルサレム内で発給された証書を検討してきたが、まとめると次のことが言える。ブルジョワの関与する証書が一一二〇年代より現れるが、これはボードワン二世によるエルサレム移住促進政策によるものである²³。結果、都市内で

は所領を巡る問題の解決が必要となった。この点では、俗人も聖職者も一部の例外を除いて大きな差異はなかった。一一四〇年代以降は、市内の四分の一の区画を所有するエルサレム総大司教も、その所領の移動等に関しては特定のブルジョワの権威付けを必要とするようになった。法書史料によると、都市行政の中心は副伯と（二人の）陪審達であるが、前者に関しては一一三〇年代迄は当てはまるものの、それ以降は騎士階級の発給する証書を除いてほぼ副書人リストから姿を消してしまう。又、後者に関しては必ずしも彼らが一定して副書人として登場しないことから「陪審制」は完成を見なかつたと考えられる。むしろ、都市行政の中核は、経済力や国王・総大司教等の有力者との結びつきを背景とした「ブルジョワ・エリート」であり、陪審か否かということは問題では無かつたと結ぶことができよう。

さて、次章ではブルジョワの活動を更に考察するために、王国レヴェルに視野を拡大しその王国の統治構造との関連を検証したい。

- ① 八塚春児「ギー・ド・リュジニヤンのクーター」『史林』六十一巻六号、一九七八年、五〇～五一頁。
- ② 本稿では全ての表に整理番号と出典を付記しているので、本文中で証書に触れる際、表の整理番号を「」中に記すこととする。
- ③ 証書中人名の綴り字が非常に混乱している。本稿では基本的に、初出の綴りを用いて人名を表記する。が、従来の研究において表現が一般化している者に関しては、それに従うこととする。
- ④ Prawer, J., *Crusader*, p. 271. 又、ブラワーは、副伯の副署が見られなくとも一つの理由として、それはクルル・デ・ブルジョワではないことを挙げるが、些か強引な感が否めない、*ibid.*, pp. 271-2.
- ⑤ ブラワーはブルジョワが副署する証書は全てブルガージュに関するものであるとみなす、*ibid.* 250. ff. が、例えば [K] や [Q] で問題になる所領は封であると考えられよう。
- ⑥ *ibid.*, pp. 270-1.
- ⑦ 併せて、本章第三節参照。
- ⑧ テンプル騎士修道会に関連する証書は殆どが現存していないため、結論を出すのは早急であろうが、同騎士修道会の発給証書全て「27、28、29」にブルジョワの副署が見られないのは興味深い。
- ⑨ 恐らく、Petrus は聖墳墓教会聖堂参事会員であつたと思われる。
- ⑩ Prawer, J., *Crusader*, pp. 296-314.
- ⑪ "...Gaufrido Aou, quia diu bene ac familiariter mihi servivit..."
- ⑫ ボードワン一世発給証書では総数一〇通に対して三通、ボードワン二世発給証書では総数一二通に対して四通に副署している。これは、他者と比較して頻度が高いと判断できる。
- ⑬ Prawer, J., "The Burgesses", p. 154.
- ⑭ Prawer, J., *Crusader*, pp. 266-7. 彼は「金細工士達の証書正当化作

業は近隣者 vicini で為されるとなされており、史料上これは妥当であらうと考えられる。全体的にブラワーの金細工士に対する評価は高く、彼は彼らが陪審の核を成したと考える。

⑮ 例えば、一一七五年の国王ボードワン四世発給証書では、国王が Brutus なる者に通訳を売却している、*Regesta*, 525。

⑯ 表 6 [a]。

⑰ [x] の Brictus は [c] の Brictus Rainaldus と同一人物か。

⑱ burgensis Simon Simon Judex と Simon Rufus は同一人物か。

恐らく Simon Judex と Simon Rufus は別人であろうが、確証は無し。尚 Simon Rufus は [K] より総大司教関係者と考えられる。

⑲ この時期の陪審は殆ど一一七一年の証書 (表 6 [n]) が陪審と明記される初例となる。

⑳ 表 6 [c]。

第三章 国王会議とブルジョワ

第一節 国王発給証書

本節では、表 5 を用いて論を進める。エルサレム国王発給証書へのブルジョワ副署の初例は、一一二〇年のボードワン二世がエルサレムで発給したものであり、ここには計六名が副署している [あ]。中でも Rainaldus de Pons [あ、う] や Gaufridus Acus [あ、う、お、く、け] は都市エルサレム行政において顕著な存在であったことは先に見た通りである。又 Porcellus [あ、う、お] や Sicheirus de Berito [づ、お] も、同様にエルサレム内行政で重要な役割を果たしていたと思われる。但し、彼らの副署が見られる証書はエルサレムで発給されたものが殆どであり、又その内容も前章で

⑲ "...in curia coram domino rege et Robertus de Pincheni pro iure regio venditiones inde accepit."

⑳ Praver, J., "The Burgesses", pp. 158-9. 但し、ブラワーはブルジョワ・エリートを陪審の核とみなし、しかもそれは両替商や金細工士が中心であったとする。さて、ブルジョワ・エリート達の血縁関係による連続性は副書人リストの中から確認できる。又、その出身地や職業による同族意識も存在していたと考えられる。しかし、本稿の扱う期間が実質六〇年と短いので、この点に関しては王国後期の状況も検討してからの見解を与えたい。尚、ラテン・シリアにおけるギルドの未発達に関しては、Praver, J., "The Burgesses", pp. 165-9.; -id., *Estates, Communities and the Constitution of the Latin Kingdom*, Jerusalem, 1966. (以下「Estates」を略)、p. 11. 等参照。

㉑ Willemi, Lib. 12, Cap. 15.

確認したものとさほど相違は見られず、発給人が国王に変わっているだけとも見受けられる。これは、法書史料が規定するオート・クールとクール・デ・ブルジョワの区別が王国初期には不明確であったことを示すのであろうか。プラワーは、王領ではクール・デ・ブルジョワも *curia regis* であることを強調するが、この見解を受け入れるには慎重を期さねばならない。これについては後述したい。

さて、先に挙げたブルジョワ達についてであるが、彼らについての個人的・具体的情報は史料からは得られない。唯一、垣間見ることができるのが *Gautridus Acus* についてであるが、彼については先に触れた通りである。*Radulfus de Fontanellis* を媒介とした国王と *Gautridus* との関係は、一一四四年並びに一一五五年のポードワン三世発給証書で彼が *Baronibus* に分類されるまでに発展していったのである〔く、け〕。又一一三六年の証書では他のブルジョワと区別されていることから〔6〕、その間に彼は国王の従者、しかもかなり地位の高い従者になったと想定できる。^②

ブルジョワからバロンへ、この展開はもう一人例を挙げることができる。^③ *Bernardus Vaccarius* が、証書史料に現れるのは、一一二二年のことである〔い〕。彼が他のブルジョワと異なるのは、都市エルサレムに関する証書には、一一二四年のものを除いて、関与の痕跡を残していないことである〔A〕。しかし、彼が国王と非常に密接な関係にあったことは一一三〇年の証書から理解できる〔え〕。この証書はエルサレムではなくテイルで発給されており、彼は国王随行者の一人であったと考えられる。従って、彼は一一二四年から一一三〇年の間に国王との関係を密にしていたと考えられ、最終的には一一三六年以降、証書中にバロンとして存在することとなる〔お、か、き、く、た、ち〕。又、彼が他のブルジョワともう一つ異なる点は、ギヨームの年代記にブルジョワとしては唯一言及されていることである。一一三八年、ブルクのヨルダン遠征中にトルコ人達がエルサレムに近いイエリコを襲撃した際、

「……彼〔テンブル騎士修道会総長ロベール〕は、その修道士達や僅かであるがエルサレムに残っていた人々と共に、件の土地
 〔イエリコ〕へと急いだ。その時、国王従者であった *Bernardus Vacher* が掲げる王旗の下、全ての人々が従った。……」^④

当時、Bernardus は既にバロンに区分される存在であったが、この記述からは、遠征等により騎士階級の者達が王国を離れる場合、ブルジョワが主たる防衛要素であったこと、そして当時その中心が Bernardus であった、ということが解る。又、一一四六年、ボードワン三世がダマスクスの権力者 Anar に使節団を送るが、その間に Anar が死去しヌール・エッディーンがダマスクスの王となった際、

「……その使節団の中心であったのは王家従者の Bernardus Vacher であったが、人々は件の Bernardus が裏切り者であると嘆き悲しんだ…如何なる者であろうとも阻止することでの交渉を取って妨害せんと欲する物は忠実なるキリスト教徒ではないと。……」^⑤

ギョームが Bernardus を登場させたのは、恐らくその「裏切り」があつたためと思われる。彼が使節団の中心であつたのは交渉手腕や言語能力に秀でていたこと等が考えられるが、当然国王の信頼も大きかつたことであろう。が、この事件を以て彼が統治構造の表舞台から消えてしまうのは、一一四六年の証書を最後に副書人リストから姿を消すことから推測できる「ち」。史料中、バロン上昇を成し遂げたのは彼ら二名しか確認できず、又時期的にもこの様な展開はフルク、ボードワン三世期に特徴的であつたのかも知れない。^⑥

さて、ボードワン三世期以降、国王証書に署名するブルジョワは次の二種類に分類される。先ず最初は、陪審としてエルサレム内の証書にも頻繁に姿を見せる者達である。時期的に見ると、ボードワン三世期の Petrus de Petragora [p' ɛ' ɔ' ɔ']、Bricius [b' r' i' ɔ' ɔ'] や Umberto de Bar [u' m' b' ɛ' r' t' ɔ']、アモーリー一世からボードワン四世期にかけては Wilhelmus Patron [w' i' l' b' ɛ' r' t' ɔ']、Petrus de S. Lazaro [p' ɛ' t' r' u' s' d' e' s' l' a' z' a' r' o] や Wilhelmus de Ponz [w' i' l' b' ɛ' r' t' ɔ'] 又回数的に見ると Godridus Toronis [g' o' d' r' i' d' u' s' t' o' r' o' n' i' s] や Wilhelmus Patron が田舎の。

一方、陪審では無き者にいつはいつはあつたか。Albertus Lombardus [a' l' b' e' r' t' u' s] は都市内での活動時期と一致している。又、Robertus de Pinqueni は特記すべきである。彼はアモーリー一世からボードワン四世期の国王証書でブルジ

ヨワの署名が見られるものの殆ど全てにその名を記す「つ、て、と、な、ぬ、の、は、ほ」。時期的には都市内での活動の方が早く、それを契機にアモーリー一世が重用したと考えられる。さて、アモーリー一世からボードワン四世期にかけては一般に「国王サークル」が形成されたとされる。この概念は、従来の国王・貴族関係を考察するために用いられたものであるが、もしこれが妥当ならば Robertus も「国王サークル」の一員であったと考えることは決して不可能では無い。いずれにせよ、Robertus は国王と密接な関係を築くことに成功した一例として挙げられ、これは先に見た一一七九年の証書において副伯よりも上位に署名していることを説明する「V」。彼は先の Gauridus Acus や Bernardus Vaccarius の様にバロンに区分されることはないが、国王との関係の面では彼らと大きな差異は無かったのではなからうか。

以上より、個人として、或いは団体としてのブルジョワの活動領域は、総大司教や国王との関係を媒介とし都市内外に拡がるものであったことが解る。そして、国王証書を見ても、そこに登場するブルジョワは都市内で活躍した「ブルジョワ・エリート」とほぼ一致することも解る。エルサレム、ティール、アッコン、ナブルスと殆ど王領に限定されるものの、彼らは国王の王国巡回に随行する一要素を成し、その権威はエルサレム外の地域でも効果的なものであったと考えられる。この点を更に検証するために、次に他地域領主の発給した証書、或いは他地域にて発給された証書を見てみたい。

第二節 他領主、他地域発給証書

本節で対象となる証書は、全一九通である。これについては表6に纏めておいた。これらに署名するブルジョワ達の名を見ると、これまで確認した者達とほぼ一致しており、陪審か否かによる差異は感じられない。

まず、時代的に見ると、一通を除き、全て一一五〇年代、即ちボードワン三世期、以降のものであり、先に見たエルサレム総大司教発給証書への登場時期にやや遅れる。地理的に見ると、エルサレム「a、d、i、j、o、p、r」、アッコン「b、c、n」やナブルス「q」は王領であり、前節で確認したことの延長線上に置けよう。

以上を除くと、アスカロン〔e、k、s〕とラムラ〔f、g、h、l、m〕が残るが、この時期アスカロン伯はアモーリー、シビーユと後に国王になる者達であり、実質王領であると考えられる。又、ラムラはイブラン家の中心地であり、イブラン家と国王との密接な関係は周知のことである。これらから、国王の存在を常としたわけではなく一種国王役人も考えられる彼らの活動領域は都市エルサレムを超えるものであった、ということが充分に理解できる〔l、m、s〕。しかし、これを過大視する事はできず、その領域は王領や国王と密接な関係を築いていたイブラン家の所領に限定されていたものと考えられる。これは、王国における王権の影響範囲をも反映するものであろうが、本稿の考察の域を超える問題なので検討の期を改めたい。

第三節 ブルジョワと会議・集会

上に見た様に、国王発給証書にブルジョワの副署が見られることから、ブルジョワのオート・クール参加ということに触れる研究者達もいる。^⑧しかし、拙稿で述べた様に、「オート・クール」とはあくまでも法書史料中のみ現れる概念であることを考えると、この点に関しても慎重な見解を与える必要がある。^⑨

ブラワーは、年代記史料に見られる curia generalis がオート・クールに一致すること、一方ボードワン三世期には最大規模となる curia regia が、アモーリー一世期にオート・クールに王国統治機関の中心の座を奪われること、を指摘している。^⑩しかし、curia generalis は封建会議ではなくむしろ非日常的な緊急会議（軍事、外交、王位継承問題審議機関）であることは、既に拙稿で述べた通りである。^⑪この点に留意して、ブルジョワと王国統治構造との関連を調査すると、ブルジョワが curia generalis に参加していた痕跡は全く確認できない。この背景の一つには、あくまでも封建下臣ではない、即ち騎士ではなく軍事力を保有しないブルジョワには、必然的に関わらざるを得ない都市防衛以外、軍事・外交面ではその活動の機会が与えられなかったことが挙げられる。もう一つには、依然社会構造の面では、明確に騎士階級と区別され

ていたことが挙げられる。ギョームの年代記の継続版の一つには、次の様に記されている。

「……国王〔ボードワン五世〕が王冠を、テンブル騎士修道会の管理しているソロモン神殿に捧げた後、晩餐会の席に着いた。そこには、国王、バロンやそこで食事を望む全ての者が席に着いていた。給仕するブルジョワ達だけを除いて。何故なら国王が戴冠される時は国王に給仕し、〔晩餐会の時は〕国王や彼のバロン達に給仕せねばならないからである。……」¹²

エルサレムのブルジョワ達は、あくまでも国王従者の域を超えることは無かった。そして、*curia generalis* で活躍することも無かった。

それでは、彼らの活躍の場であった会議・集会を如何に考えるべきなのであろうか。この点を考えるべく、以上に見てきた証書史料の中から、それを示すタームに着目すると三つの分類が可能となる。一つは国王宮廷である。「国王宮廷にて」*in palatio regis* [「う」]、ナプルス¹³の国王宮廷にて」*Neapoli in palatio regis*、[「王の宮廷にて」] *in regali curia* [「G」]、[「国王アモーリーのエルサレムの宮廷にて」] *in curia domini regis Amalrici in Jerusalem* [「D」] や「国王のいる宮廷にて」*in curia coram domino rege* [「U」] 等が具体的に挙げられる。発給者は総大司教・騎士・ブルジョワであり、法書史料の言う聖と俗、オート・クールとクール・デ・ブルジョワの区分は、非常に曖昧であったと思われる。この曖昧さは「エルサレムのクーリアにて」*in curia Jerosolymitana* [「O」] という表現からも窺える。二つ目は、教会である。これは、「聖墳墓教会にて」*in capitulo Domini Sepulchri* [「F」] という一例しかないが、前章の考察から、恐らく教会のクーリアにブルジョワは頻繁に参加していたと考えられる。又、クーリア・パトリアルカエについては先に見た通りである。三つ目は、城代（副伯）の参加が明記されるクーリアである。「エルサレム城代ロアールの出席している〔場で〕」*in presentia domini Roardi, castellani Jerusalem* [「P」] や「現エルサレム城代ロアールの出席する欠員の無いクーリアにて」*in plena curia in presentia domini Rohardi, tunc temporis Jerusalem castellani* [「R」] の二例が確認できる。法書史料に基づくならば、これこそがクール・デ・ブルジョワと一致するべきであるが、いずれも騎士階級の者が発給した証書に見

られる表現である。ここからも、副伯・城代の権威は、ブルジョワではなくむしろ騎士に必要とされたことが解る。前節と併せて考えると、ブルジョワの活動の場は、国王宮廷・総大司教宮廷・教会・副伯の会議・王領や国王と密接に結びついた貴族の宮廷等であったと考えられる。そこで、彼らは所領(封)や調停を示す証書の正当化要素の一つであったことが理解できる。

- ① Prawer, J., *Crusader*, p. 327 ff.
- ② トムローは「Gaufridus」が騎士叙任を受け、騎士階級へ「上昇」したと考え、Prawer, J., "The Burgesses", pp. 159-60。が、それを示す史料はない。ジャン・デュランはロンたる者の条件として、宮廷・裁判 court、印紙 coins、正義 justise を持つこと等を挙げている。Jean d'Iblin, Chap. 269。しかし、例え、一二六〇年の国王証書 De baronibus et de hominibus regis と見られる羅語 Rozière, 57、barones et homines の差異は曖昧であり、従って騎士叙任を受けずとも国王従者等でもロンに区分されることがあったと考えられる。これは、政治的概念と理念上の差異か、或いは時代による差異なのであるか。
- ③ 'Tosetus et Umberto de Bar' [c] ではロンに分類されるが [xv] ではブルジョワに分類される。
- ④ Willermi, Lib. 15, Cap. 6. 'Hic cum quibusdam de fratribus suis, et cum iis qui Hierosolymis remanserant, paucis et promiscui generis equitibus, vexillum regius bajulante quodam domini regis familiaris, Bernardo Vacher, subsequente populo, ad locum praedictum certatim et sub omni celeritate contendunt....'
- ⑤ Willermi, Lib. 16, Cap. 9. '... inter quos erat praecipuus quidam domini regis familiaris, Bernardus Vacher, populus coepit acclamare, eundem Bernardum proditorem esse: non esse populo christiano fidelem, quicumque dissensionibus huic negotio velit dare impedimentum....'
- ⑥ これはマホーリー一世以降、証書中に区分が無くなった起因である。
- ⑦ Richard, J., *Latin Kingdom*, pp. 78-81.; Riley-Smith, J., *Federal Nobility*, pp. 101-3.
- ⑧ Prawer, J., *Crusader*, p. 327 ff.; Richard, J., *Latin Kingdom*, p. 128。但し、リシャルは、本稿第一章で触れた「王の書」を根拠としていない。
- ⑨ 拙稿「騎士修道会」二二二―二二九頁。
- ⑩ Prawer, J., *The Latin Kingdom of Jerusalem*, Jerusalem, 1972, pp. 114-5.
- ⑪ 拙稿「騎士修道会」一三三―一三頁。尚、筆者の curia generalis の捉え方は、ライリー・スミス の言つ War Council「リシャルの言うバルペンに近ぶであらうが、両者と多少の性格にこの言及は言及してはなす」Riley-Smith, J., *The Knights: Richard, J., Latin Kingdom*, pp. 93-4, 128-9。
- ⑫ "Le roire de Eracles empereur et la conquese de la terre d'oumer", *RHC occidentaux*, II, Paris, 1859, Liv. 23, Chap. 5. '...Quant li rois avoit offerte sa corone au Temple Salomon, ou li

Templier manent, si estoient misez les tables por manger. La seoit li rois et li baron, et tuit cil qui manger y voloient, fors seulement li borgois de Jerusalem, qui servoient ; que tant devoient il de

servise au roi, que quant li rois avoit portée corone, il servoient lui et sez baronz au manger....

おわりに

陪審か否かに関わらず、様々な要素を媒介・背景として権威を高めた「ブルジョワ・エリート」達は、団体として或いは個人として証書正当化の重要な要素の一つであった。その活動領域は、*curia generalis*を除き、聖・俗、都市内・外、所領の移動に関しては封・ブルガージュを問わなかった。「陪審」という称号を除き、ブルジョワは特定の役職は持たず、その実際の影響力・権力を考察するのは困難である。しかし、種々の会議・集会への参加とそこでの決定事項の正当化という役割は、彼らがエルサレム王国統治構造の上層部にまで組み込まれていた、という現実を端的に示している。

この背景には何があつたのであろうか。ブラワーは、騎士階級との融合という文脈でのブルジョワの「上昇」の背景に、経済力、ラテン・シリアでのフランク人間の社会的障壁の欠落、都市基盤型社会の三点を挙げる。スタンスの違いはあるが、本稿でのブルジョワの「上昇」を見る上でも、この点は当てはまるであろう。特に、聖・俗の権威が集中する都市エルサレムにおいては。しかし、これらはいずれもブルジョワの視点からの背景を示したに過ぎない。

これに加え、筆者は次の三点を挙げたい。先ず一点は、前期エルサレム王国では、統治構造が未成熟であつた、即ち、法書史料に描かれるよりも会議の区分が曖昧であつたことである。更にこの背景となろうが、二点目としてエルサレム王国の抱える二つの問題、即ち慢性的臨戦態勢・恒常的人力不足の王国統治構造への影響が挙げられる。遠征時に都市から騎士階級が殆ど消えてしまう状況は、ギョームの年代記にも再三記される所である。ラテン・シリアでは「騎士階級Ⅱ戦士階級」という図式が西欧よりも鮮明に現れる。この状況下で、戦士階級ではないブルジョワを統治構造に組み入れるこ

とは、より現実的であり機能的な対応策であったと考えるに難くない。特に、これは都市行政に当てはまるであろう。ボードワン三世以降、対エジプト戦が激化していく中で、騎士階級である副伯の副署が激減していくのは先に見た通りである。これに関連し、三点目として、都市住民は、必然的に都市防衛、ひいては王国防衛にとって必要不可欠なアイテムであったことが挙げられる。非常事態には、特定のブルジョワ指導の下住民達が行動していたことは、Bernardus Vaccarius の例が示す所である。そして、これは一部ブルジョワの権威を高めると共に、その有効性をも認識させたことであろう。プラワーの言う様に、ブルジョワは決して階級としての「身分」を形成することは無かったであろう^②。本稿でも、「ブルジョワ」という枠組みで論を進めたが、一つの集団として彼らを扱うのは妥当ではないかも知れない。しかし、流動的な個人々人を結束する一つの焦点としての「ブルジョワ」と王国統治構造の関連で考えると、ラテン・シリアでは「ブルジョワ」の封建社会統治構造への関与は非常に大であったと考えられるのである。

では何故、法書史料はあのような会議像を描いたのか。この問いに解答を与えるのは性急すぎるであろう。何故なら、法書史料は一三世紀に創作されたからである。更に、都市エルサレムを失った状況では、ブルジョワの活動はどの様に展開していくのか。併せて本稿で残された種々の問題については、考察の期を改めたい。

① Praver, J., *Crusader*, p. 339.

② Praver, J., "The Burgesses", p. 165; -id., *Estates*, pp. 11-3.

都市エルサレムのブルジョワ（櫻井）

表1 エルサレム内俗人発給証書

整理	年	発給者	主体	対象	内容	副伯	陪審	他	出典
A	1124	不記	Boica 城農民 Henricus de Alentione	聖マリア修道院	Dargiboanの土地を寄進	○	×	○	Kohler., 10.
B	1125	ラドルフス城代 Bernardus	同左	Georgius Raico, Burardus	住居の相続	○	×	○	Rozière., 103.
C	1125	Rudulfus de Fontanellis (Pisellus 副伯)	同左	Gaufridus Acus (ブルジョワ)	ベツレヘムの葡萄畑を譲渡	○	×	○	Rozière., 121.
D	1130	Bernardus Bituricensis と妻 Ahoyz (ブルジョワ)	同左	聖墳墓教会	住居と土地を寄進	○	×	○	Rozière., 101.
E	1135	Bernardus と妻 Haoisa (ブルジョワ)	同左	聖墳墓教会	住居を200ペザンツで売却	×	○	○	Rozière., 82.
F	1135	聖アブラハム城代 Hugo	同左	従者 Martinus	cortillum を年2ペザンツで売却	×	×	×	Rozière., 113.
G	1142	Bertoldus (ブルジョワ)	同左	聖墳墓教会	全財産の寄進	×	×	×	Rozière., 83.
H	1149	聖アブラハム城代 Anfredus	同左	Martinus とその妻	年2ペザンツの返済で cortillum を売却	○	○	×	Rozière., 112.
I	1151	Martinus Caroana (ブルジョワ)	同左	聖墳墓教会	全財産を寄進	×	×	○	Rozière., 114.
J	1153	Robertus de Frandolio (騎士)	同左	聖ラザール修道院長バルトロメウス	葡萄畑を寄進	×	×	○	Marsy., 11.
K	1155	多くの者 plures	騎士 Gibelinus	聖墳墓教会	Sapharoria 城とその付属地を180ペザンツで売却	○	○	○	Rozière., 133.
L	1155	Alois と息子達 (ブルジョワ)	同左	聖墳墓教会	2つの葡萄貯蔵庫を170ペザンツで売却	×	○	○	Rozière., 108.
M	1157	Rogerius Clericus (?)	同左	聖ヨハネ騎士修道会	エルサレム近郊の Rogerius の住居と聖ヨハネ騎士修道会の住居との交換	×	×	○	Roulx., 16.
N	1167	Porcellus の娘 Petronilla と彼女の息子 Adam (ブルジョワ)	同左	聖ヨハネ騎士修道会	住居を360ペザンツで売却	×	×	○	Regesta., Add., 434 ^a
O	1168	Eustachius 等 (騎士)	同左	聖ヨハネ騎士修道会	土地を1000ペザンツで売却	○	○	○	Regesta., 391.
P	1169	Ancelinus (騎士)	同左	Bonus Johannes (ブルジョワ?)	エルサレムにある住居を年27ペザンツで貸与	×	×	○	Chartes., 3.
Q	1173	Oto de Verduno (騎士) の妻 Hodeardis	同左	聖ヨハネ騎士修道会	エルサレム近郊の城塞を60ペザンツで売却	○	○	○	Roulx., 30.
R	1175	Gila (ブルジョワ)	同左	聖ヨハネ騎士修道会	タビテ地区にある住居を450ペザンツで売却	×	×	○	Roulx., 33.
S	1175	Petrus de Caors の息子 Petrus (ブルジョワ)	同左	聖ヨハネ騎士修道会	エルサレムにある住居、土地や牧畜 gastina を50ペザンツで売却	×	×	○	Roulx., 34.
T	1177	Balduinus Ruffus と妻 (ブルジョワ)	同左	聖墳墓教会	死後、住居の半分を寄進	×	×	○	Rozière., 173.
U	1178	Johannes Fulco (騎士)	同左	Willelmus Baptizatus de Blanca Garda (騎士?)	二つの住居を1000ペザンツで売却	○	×	○	Roulx., 46.
V	1179	Nicholaus Manzur (?)	同左	聖ヨハネ騎士修道会	年10ペザンツで貸与される Helanus の住居を20ペザンツで売却	○	×	○	Roulx., 49.

注：表の整理記号は筆者によるものである。(以下の表においても同じ。) 陪審欄は、「陪審」と明記されているブルジョワが副署している場合のみを○とする。他欄は、「陪審」と明記されていないブルジョワが副署している場合を○とする。

表2 修道院発給証書

整理年	発給者	主体	対象	内容	副印	陪審	他	出典
1	1128 聖墳墓教会聖堂参事会長 ウイレルムス	同左	聖ラザール修道院	聖墳墓教会へ与えられた封土 feodum Sancti Lazari の返還	×	×	○	Rozière., 77.
2	1128 聖墳墓教会聖堂参事会長 ウイレルムス	同左	Petrus de Sancto Gaudio	Petrus から葡萄酒と土地を140ペザンツで購入	×	×	○	Rozière., 78.
3	1130 聖墳墓教会聖堂参事会長 ウイレルムス	同左	ヨセフ谷ノートルダム修道院	エルサレム内のパン焼き籠等の10分の1税権の承認	×	×	×	Delaborde., 17.
4	1132 聖墳墓教会修道女 Mabilia	同左	聖墳墓教会	住居と財産の寄進	○	×	○	Rozière., 106.
5	1132 聖墳墓教会聖堂参事会長 ベトルス	同左	同教会参事会員 Bernardus	住居等の所有を承認	×	×	○	Rozière., 104.
6	1135 (聖墳墓教会聖堂参事会)	同左	同教会従者 Rogerius	結婚の合法性と承認	○	×	○	Rozière., 109.
7	1135 聖墳墓教会聖堂参事会長 ベトルス	同左	Petronilla (ブルジョワ)	住居を440ペザンツで売却	○	×	○	Rozière., 102.
8	1136 聖墳墓教会聖堂参事会員 Petrus Bernardi	同左	Andrea (ブルジョワ)	住居を持つことを承認	×	○	○	Rozière., 107.
9	1137 テンブル・ドミニ修道院長 -60 Gaufredus	Arnaldus Tornerius	Vincentius	エルサレム内の住居の売却を承認	×	×	○	Regesta, Add. 173 ^b .
10	1143 聖墳墓教会聖堂参事会長 ベトルス	同左	Bernaldus Syriani (ブルジョワ?) の息子 Arnulfus	住居を譲渡	×	×	○	Rozière., 80.
11	1151 聖墳墓教会聖堂参事会長 ベトルス	同左	Nemes Surianus (ブルジョワ?)	葡萄酒や土地の所有承認	×	×	○	Rozière., 81.
12	1151 聖ヨハネ騎士修道会総長 レーモン	聖ヨハネ騎士修道会士達	聖墳墓教会	略奪した全ての財産の返還	×	×	×	Rozière., 182.
13	1152 聖ヨハネ騎士修道会総長 レーモン	Robertus de casali Sancti Egidii	聖ヨハネ騎士修道会	Teira 城の売却を承認	×	×	○	Roulx., 12.
14	1153 聖墳墓教会聖堂参事会長 アマリック	同左	Benscelinus と妻・子	聖ラザールの修道士 Rogerius の住居の所有を承認	×	×	○	Rozière., 110.
15	1155 聖墳墓教会聖堂参事会長 アマリック	同左	Barduinus de Tornaco	聖墳墓教会の confraternitas に受け入れる	×	×	×	Rozière., 130.
16	1156 聖墳墓教会聖堂参事会	同左	オリーブ山修道院	エルサレム総大司教不在の間に、昇天祭を行った事に対する非難	×	×	×	Rozière., 66.
17	1158 聖墳墓教会聖堂参事会	同左	Robertus de Retesta (ブルジョワ)	土地を巡る争いの和解	×	×	○	Rozière., 132.
18	1158 聖墳墓教会聖堂参事会長 アルナルドゥス	同左	マホメリアのブルジョワ達	土地の交換	×	×	×	Rozière., 129.
19	1158 聖墳墓教会聖堂参事会長 アルナルドゥス	同左	マホメリアの Hugo 等	葡萄酒の貸貸	×	×	○	Rozière., 135.
20	1160 聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	同左	Suardus (マホメリアのブルジョワ)	マホメリア内の住居を年間8ペザンツで貸貸	×	×	○	Rozière., 139.
21	1160 聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	同左	Ricardus laferinus (ブルジョワ)	Bernardus Bursaris の住居所有を承認	×	×	○	Rozière., 105.
22	1160 聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	同左	Guido (マホメリアのブルジョワ)	住居、土地、葡萄酒を譲渡	×	×	○	Rozière., 136.
23	1160 聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	同左	Stephanus Passaie (マホメリアのブルジョワ)	住居を年間5ペザンツで貸貸	×	×	○	Rozière., 137.
24	1160 聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	同左	Dominicus (マホメリアのブルジョワ)	住居を年間6ペザンツで貸貸	×	×	○	Rozière., 138.
25	1160 聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	同左	Bonetus (ブルジョワ)	住居を巡る争いに対し、教会の所有を承認	×	×	○	Rozière., 115.
26	1160 不記	聖墳墓教会、マグダレーナ・ヤコブ教会	同左	Ramathe と Hadesse の土地を巡る争いの和解	○	×	○	Rozière., 118.
27	1160 テンブル騎士修道会総長 ベルトラン	同左	聖墳墓教会	10分の1税権の返還	×	×	×	Rozière., 76.
28	1160 テンブル騎士修道会総長 ベルトラン	同左	聖墳墓教会	年150ペザンツを寄附、和解の成立	×	×	×	Rozière., 75.
29	1168 テンブル騎士修道会総長 ベルトラン	同左	同修道会宮殿長 Otho	農場の譲渡	×	×	×	Regesta., 446.

都市エルサレムのブルジョワ（櫻井）

30	1173	聖ヨハネ騎士修道会総長ヨベール	同左	Arionus Jacobinus (ブルジョワ)	エルサレム近郊の Belueer 城内の住居と土地を譲渡、教会と militum は除く	×	×	○	Roulx., 31.
31	1173	聖ヨハネ騎士修道会総長ヨベール	同左	シリア人・ギリシャ人のガザ兼 Jabin 司教 Melet (シリア人)	ジブランの聖ジョルジュ修道院を譲渡、司教の回騎士修道会への入会を許可	×	×	×	Trois Chartes., 3.
32	1175	聖墳墓教会聖堂参事会長ベトルス	同左	タボール山修道院長ガリス	聖 Egidius の教会と 10分の1 税権の半分を2000ベザンツで購入	×	×	×	Bresc-Bautier., pp4.
33	1175	聖墳墓教会聖堂参事会長ベトルス	同左	タボール山修道院	10分の1 税権を巡る争いの和解	×	×	×	Regesta., 529.
34	1175	シオン山修道院長 Rainaldus	同左	聖墳墓教会	葡萄酒を譲渡	○	×	○	Rozière., 170.
35	1177	聖ヨハネ騎士修道会総長ヨベール	同左	Sibilla de Roma 等 (ブルジョワ)	住居の貸与	×	×	○	Regesta., 540.
36	1177	聖ヨハネ騎士修道会総長ヨベール	同左	聖ヨハネ騎士修道会士 Stephanus	Maria 城と Caphaer 城を譲渡	×	×	×	Roulx., 38.
37	1178	聖ヨハネ騎士修道会会長ロジェ	同左	Willemus Baptizatus de Blanca Garda	(表1 Tの承認)、Willemus は同修道会に年100ベザンツを寄附	○	×	○	Roulx., 47.
38	1178	聖墳墓教会聖堂参事会長ベトルス	同左	シトー会士 Rotericus 等	年10ベザンツで土地の貸与	×	×	○	Bresc-Bautier., app. 5.
39	1178	聖マリア修道院長聖ラザール女子修道院長 Eva Johannes.	同左	同左	Aschar 城と Balathas 城内の所領の確認	×	×	○	Kohler., 41.
40	1180	聖マリア修道院長 Johannes、聖ラザール女子修道院長 Eva	同左	同左	Aschar 城と Balathas 城内の所領についての和解	×	×	×	Kohler., 43.
41	1182	聖マリア女子修道院長 Stephania、聖ヨハネ修道院長 Johannes	同左	同左	Gemerosa 城内の土地を巡る争いの和解	×	○	○	Kohler., 45
42	1186	聖ヨハネ騎士修道会総長ロジェ	Johannes Poterius	Willemus Barbota	住居を200ベザンツで購入するのを承認	×	○	×	Roulx., 63.

表3 エルサレム総大司教発給証書

整理年	発給者(総大司教)	主体	対象	内容	調伯	陪審	他	出典
ア 1111	アルヌルフス	同左	ボードワン1世、聖墳墓教会聖堂参事会員達	10分の1税権の承認を受ける	×	×	×	Regesta., 68.
イ 1112	アルヌルフス	同左	ヨセフ谷ノートルダム修道院	同修道院の再建と10分の1 税等譲渡	×	×	×	Delaborde., 1.
ウ 1114	アルヌルフス	同左	ボードワン1世	保護の要求、アウグスティヌス戒律の回復と反対者の追放	×	×	×	Rozière., 25.
エ 1123	ウァルムドゥス	同左	ヨセフ谷ノートルダム修道院	財産、10分の1 税権の承認	○	×	×	Delaborde., 12.
オ 1123	ウァルムドゥス	同左	ヴェネチア人	王国内に持つ諸権利の承認	×	×	×	Regesta., 102.
カ 1129	ウァルムドゥス	同左	聖マリア修道院	財産、諸権利の承認	×	×	×	Kohler., 17.
キ 1130	ウイレルムス	同左		聖墳墓教会聖堂参事会長ベトルス、テンプル・ドミニ修道院長アクトルドゥス、シオン山修道院長ヘルナルドゥス、オリブ山修道院長ヘンリクス兄弟団 fraternitatem の形成	×	×	×	Bresc-Bautier., app. 3.
ク 1130-45	ウイレルムス	アルメニア人修道士 アブラハム	聖ラザール修道院	水権の譲渡の承認	×	×	×	Marsy.,1.
ケ 1130-45	ウイレルムス	同左	ヨセフ谷ノートルダム修道院	10分の1 税権やミサを行うことの承認	○	×	×	Delaborde., 19.
コ 1133	ウイレルムス、聖墳墓教会聖堂参事会長ベトルス	同左	聖墳墓教会聖堂参事会員達	聖堂参事会員の葬儀についての取り決め	×	×	×	Bresc-Bautier., app.2.
サ 1134	ウイレルムス	同左	聖墳墓教会	聖 Quarantana の土地を譲渡	×	×	×	Rozière., 27.

シ	1134	ウィレムス、聖墳墓教会 聖堂参事会長ベトルス	同左	Rogierus de sancto Lazaro と妻	feod を返還	×	×	×	Rozière., 111.
ス	1135	ウィレムス	同左	聖 Quarantana 教会	ジェリコの10分の1 税権を 譲渡	×	×	×	Rozière., 28.
セ	1137	ウィレムス	同左	聖墳墓教会	ゴドフロワ以来の財産の承 認	×	×	×	Rozière., 26.
ソ	1137	ウィレムス	Galterius de Lucia (ブルジョワ)	Robertus Medicus (ブルジョワ)	住居を80ペザンツで売却、 祝祭の時総大司教に1ペザ ンツ支払う	×	×	○	Roulx., 5.
タ	1137	ウィレムスと息子	同左	テンプル騎士修道会	Sclippe 教会、Sefinge 教 会の所有承認	×	×	×	Regesta., 173.
チ	1141	ウィレムス、聖墳墓教会 聖堂参事会長ベトルス	聖ヨハネ騎士修道会	ロベール・ド・サンジル (騎士)	エマースの土地の貸号、10 分の1 税権については聖墳 墓教会との折半	×	×	×	Rozière., 117.
ツ	1141	ウィレムス	同左	聖ヨハネ騎士修道会、 ロベール・ド・サンジル	エマースの土地を返る両者 の争いの調停	○	×	○	Regesta., 201.
テ	1141	ウィレムス ベルトラン	同左	聖ヨハネ騎士修道会	2つの葡萄酒貯蔵庫と住居の 譲渡	○	×	○	Roulx., 6.
ト	1142	ウィレムス	同左	ヨセフ谷ノートルダム修 道院	オリーブ山近くの教会を返 る争いの和	×	×	○	Delaborde., 23.
ナ	1143	ウィレムス	同左	聖ヨハネ騎士修道会	Acheldomach 城、農地、 農民の所有を承認	×	×	×	Regesta., 215.
ニ	1145	ウィレムス	同左	クボール山修道院長ボン ティウス、聖墳墓教会聖 堂参事会長ベトルス	サン・ジル城等の10分の1 税権を返る争いの調停	×	×	×	Rozière., 41
ス	1148	フルシェリウス	オンフロワ・ド・ト ロン (騎士)	聖ラザール修道院	聖アブラハムの土地から年 10ペザンツの寄進	×	×	○	Marsy., 6.
ネ	1151 -57	フルシェリウス、聖墳墓教 会聖堂参事会長アマリク ス	聖墳墓教会聖堂参事 会員達	聖ヨハネ騎士修道会	時奪した全ての財産の返還 (表2の12に対応)	×	×	×	Rozière., 183.
ノ	1167	アマリクス	アモーリー1世	聖墳墓教会	ナブルスの教会とその裁判 権を承認	×	×	○	Rozière., 160.
ハ	1167	アマリクス	同左	聖墳墓教会	ヤッフア内の聖ニコラス教 会とその裁判権を承認	×	×	○	Rozière., 161.
ヒ	1167	アマリクス	Robertus Medicus	聖ヨハネ騎士修道会	住居の売却を承認	×	×	○	Roulx., 25.
フ	1167	アマリクス	同左	聖ヨハネ騎士修道会	エルサレムの土地とエルサ レムの貿易 concambium の収益から年1ペザンツ譲 渡	×	×	○	Roulx., 26.
ヘ	1168	アマリクス	同左	聖墳墓教会聖堂参事会長 ニコラス	祭壇、葡萄酒の譲渡	×	×	○	Rozière., 167.
ホ	1175	アマリクス	同左	聖ヨハネ騎士修道会	Robertus de Belgenci の 家の借家権 census 等を譲 渡	×	×	○	Roulx., 37.
マ	1177	アマリクス	同左	聖墳墓教会聖堂参事会長 ベトルス	葡萄酒とその裁判権の承認	×	×	○	Rozière., 168.
ミ	1183	エラクリウス	同左	ヨセフ谷ノートルダム修 道院、テンプル騎士修道 会	Mesera 城と Dalphym 城 の10分の1 税権を返る争い の調停	×	×	×	Delaborde., 42.
ム	1186	エラクリウス	同左	テンプル・ドミニ修道院、 聖マリア修道院	ナブルス内の Saphet 城の 10分の1 税権を返る争いの 調停	×	×	×	Kohler., 47.

都市エルサレムのブルジョワ（櫻井）

表4 副著人リスト

整理	年	分類	副 著
エ	1123	(騎士)	Fulcherius, Rannulphus, Eustachius Granerius, Hugode Pean(ユード・ド・バンヤン)、副伯Anschetinus
A	1124	(ブルジョワ)	副伯Asquitinus, Georgius Rais, 騎士Ugo Rainaldus de Poncio, Gaufridus Acus, Bernardus Vacherius, Bonitus Tolosanus, Sierius de Berito、修道士の通訳 dragonanus monachorum Guillelmus, Aldo Meschinus, Furianus
B	1125	(騎士)	副伯Aschetinus, Pisellusの義父Odon, Bertranus Alobroge, 船無しのRobertusとその血縁者 Andrea, Fulco Berruer, Stephan Alverensi, Paganus Stulto, plaerarioのWillelmusGrosso, 副伯の息子Albertus
		(ブルジョワ)	Eudebertus Ruffo, Baldrus de Templo, Rogerius de Baios, Soibertus, Radulfus de Baugenci, Cudener, Berengerus, 職人 Radlfus, Theaudus, 両替商 Brnet, ダビデ門番 Robertus, 職人 Petrus
C	1125	(騎士)	副伯Asquitinus
		(ブルジョワ)	Rainaldus de Ponto, Benet de Tolosa, Porcellus, Gerardus Bocherius, Soherius de Baruth, Petrus Provincialis, Bachelerius
1	1128	(ブルジョワ)	Gaufridus Acus, Petrus de Vendosme, Berengarius Parvus
2	1128	(ブルジョワ)	Gaufridus Acus, Petrus Ioppen, Petrus Guitart, Petrus de Sancto Gauterioの娘婿 Bernaldus, Rogerius Lombart
D	1130	(騎士)	副伯Asquitinus
		(ブルジョワ)	金細工士 aurifaber Umbertus, Herbertusとその妻, Willelmus de Babilonia
4	1132	(騎士)	副伯Asquitinus
		(ブルジョワ)	Rainaldus de Pontibus, Gaufridus Acus, Tosetus, Hildredus
5	1132	(ブルジョワ)	金細工士 Umbertus, Holdreus, Turstanus, Angelus, Iohannes Galiga, Milo Curvesarius, Petrus Petragoricusと兄弟 Helias, Robertus Cocus, Petrus de Ramata, 金細工士 Bernaldus
E	1135	(ブルジョワ)	陪審 Seyberus, 職人 faber Petrus, Tustanus, Sinardus, Petrus de Petragora, Bernaldusと Fulcoや全ての金細工士Jude, Ruhelandus Bruto
6	1135	corum...	エルサレム副伯Anschetinus, Rainaldus de Pontibus, Goifridus Acus
		De burgensibus	Oldreus, Milo, Bentulinus, Bernaldus Lemovicensis, PetrusPetragoric, Arnulfus de Goranti, Bernaldus Bituricensis
7	1135	(騎士)	副伯Roardus, 聖ヨハネ騎士修道会総長レーモン
		(ブルジョワ)	Rainaldus de Pons
8	1136	(ブルジョワ)	陪審 Holdredus, Albertus de Virduno, Ricardus, 聖墳墓教会従者長 Rogerius, Arnulfus Fellarius, Petrus Porcellus, Helbert de Falconberga, Bernardus Riquitie
9	1137 -60	(ブルジョワ)	ブルジョワ Simon, Hubertus de Bar, Gererdus Aldenarius, ブルジョワ Radulfus, Gerardus Deodatus, Theobaldus Francigena, Petrus Parchamenarius, Martinus Caprarius, 大工 carpentarius Durannus, Arnaldusの甥 Robertus
ソ	1137	De patriarchali curia	Everhardus, Humbertus, Amelius, Johannes, Milo, Ernaldus, Stephanus
ツ	1141	De baronibus	Willelmus de Buric, 副伯Roardus, Robertus de casali Sancti Egidii
		(ブルジョワ)	Gaufridus de Aquilea, Rainaldus de Monte Lauduno, Tosetus
テ	1141	(騎士)	dapifer Robertus, 副伯Roardus, Robertus de casale Sancti Egidii
		(ブルジョワ)	Rainaldus de Monte Laudato, Tosetus de Tolosa, Petrus de Petragoricis, Bonetusの息子 Peregrinus, Robertusde Sesson, Robertus de Frandol, Rainaldus Segghir, Benzalinus, Humbertus de Baro
ト	1142	laicorum autem burgensium	Cristianus Aldemeschinus, Johannes de Parisio, Johannes Iterius, Rainaldus, Petrus Burdinus, Poncius Tholosensis, Iteriusの息子 Robertus
10	1143	(ブルジョワ)	Iohannes Vaccarius, 金細工士 Fulcus, Clericus Iordannus, 両替商 comcambiator Herbertus, Saibertus, Rainerius de Arrat, Petrus Bordinus, 通訳 Willelmusとその息子 Iohannes, Iohannes de Podio, Robertus Cocus
ス	1148	(騎士)	聖アブラハムの騎士 Fulco, 聖アブラハムの騎士 Progerius
		(ブルジョワ)	エルサレムのブルジョワ Brictius, ...
H	1149	(騎士)	副伯Roar Benseclino
		ludas	Briectios, Rainaldus Sicheirus, Petrus Petragouricense, Petrus Salomonis, Ymbertus de Baro, Symon, Hugonus de Tolosa, Arbertus de Arcu
I	1151	(ブルジョワ)	Petrus Petragore, Petrus Bernardi, Rainaldus Sicheirus, Willelmus Normannus, Petrus Salomonとその父 Constantius, ブルジョワ Radulfus
11	1151	(ブルジョワ)	Raul, Willelmus Normannus, Balduinus, Godefridus, Nicholaus, Ademarus, Petrus Sepulcri, Willelmus de Baruth, Hugo, Iohannes Helricus, Willelmus Ispanus, Petrus de Latina, Petrus Boloniensis
13	1152	(騎士)	Gualterius Maledocus, Godardus de Buftes, Normannus de Sancto Georgioの息子 Guido
		(ブルジョワ)	Rotbertus de Pinqueni, 陪審 Erbertus de Acu, Guibertus Papah, Radlfus Bordin, Bachelinusの甥 Folco, Petrus Sepiarius, Girardus de Aconの兄弟 Boimundus
J	1153	(ブルジョワ)	Albertus Lumbardus, Galfridus de Turonia, Gerardus Aldenarius, Robertusの血縁者 Galterius de Fracta Mola, Hugo Bona Mente, Rainaldus de Sancto Georgio, Hugo de Aulano

14	1153	(増殖募教会関係者)	Constantinus, Petrus Golgota, Petrus de Nazareth, Berhardus, Willelmus de Baruth, Hugo de Nigella, Iohannes Pictaviensis, Willelmus de Yspania, Rainaldus, Petrus de Bolonic
		Laicorum vero	Oto de Verdun, Rainaldus Secher, Petrus de Peregore, Willelmus Patroni, Benedictus, Albertus Lambertus
K	1155	(騎士)	国王 dapifer Johannes
		(ブルジョワ)	エルサレム総大司教 dominus Gaufridus, Petrus de Petragore, Symon Ruffus, Britius, Albertus Lombardus, Robertus de Iosaphat, Willelmus Beraldi
		Deiuratis Ierusalem	Symon Ruffus, Rainaldus Sichierus, Albertus Tortus, Guibertus Papais, マホメリアの陪審 Arnulfus
L	1155	(陪審)	Petrus Salomonis, regie maiestri iuratus の Gibertus Papais
		(ブルジョワ)	Albertus Lombardi, Giraldu Aldenarii, Robertus Cocus, オリーブ山修道院長 Aimericus の甥 Willelmus
M	1157	(ブルジョワ)	Umbertus de Bar, Petrus Salomon, Guibertus Papais, 金細工士 Uldredus, Willelmus de Bethleem, Willelmus de Palmerio, Palais Galicus
17	1158	(騎士)	Radulfus Strabo, Adam Niger とその兄弟 Fulco
		(ブルジョワ)	エルサレムのブルジョワ Symon, Balduinus de Tornai, Petrus Ioppensis とその兄弟 Arnulfus, Iohannes Guidardus
19	1160	(増殖募教会関係者)	…、Petrus Lombardus、…
20	1160	(増殖募教会関係者)	…、Petrus Lombardus
21	1160	(増殖募教会関係者)	Ebrardus, Ilbertus, Petrus de Sepluchro, Petrus Clemens, Achilles, Hugo de Nigella, Petrus de Latina, Petrus Lombardus, Rainaldus de Ochis, Robertus Antiochie
		De laicis	金細工士 Pisellus, Balduinus Borne, Petrus Salomonis, Robertus Cocus, 金細工士 Uldretus, Giraldu Salomonis, Petrus Petragore
22	1160	(増殖募教会関係者)	…、Petrus Lombardus
23	1160	(増殖募教会関係者)	…、Petrus Lombardus
24	1160	(増殖募教会関係者)	…、Petrus Lombardus
25	1160	(増殖募教会関係者)	…、Petrus Lombardus、…
		De laicis	Albertus Lombardus, Arbertus Tortus, Robertus Cocus, Robertus de Pinqueniaco, Willelmus Normanni
26	1160	(騎士)	テンプル騎士修道会士 Leo, Adam Niger と兄弟 Fulco
		(ブルジョワ)	Robertus de Retest, Petrus Harmenius, Iohannes Raimundi, Robertus Bachelini, Salem, Albertus Lombart, Arbertus Tortus, Petrus Patragoricensis, Rainaldus Siccarius
N	1167	Cives Hierosolymitani	Guillelmus Norman, Balduinus de Leun, Petrus de S. Lazaro とその息子 Petrus, Petrus de S. Jacobo, Stephanus Umberti, Robertus Forbitor
ノ	1167	(ブルジョワ)	Robertus de Pichinee, Gaufridus Turonensis, (ナブルス副伯 Balduinus), Stephanus 師
ハ	1167	(ブルジョワ)	Robertus de Pichinee, Gaufridus Turonensis
ヒ	1167	De laicis	Petrus Lombardus, Gaufridus Turonensis, Robertus de Piquegni, Willelmus Normannus, Willelmus Ebraut, Petrus de Sancto Jacobo, 尚侍 Lambertus, Pelerinus, Petrus de Sancto Lazaro, Petrus Pochet, Johannes Turonensis
フ	1167	De laicis erant (総大司教関係者?)	Tetbaudus の兄弟 Fulcomar, (総大司教の) dapifer Gaufridus, Robertus de Pinquegni, pincerna Audebertus, マレシャル Arn, Aubertus Lombardus とその義兄弟 Poncius, Willelmus Ebraut, Robertus de Baugenci, Johannes Turonensis, 金細工士 Fulco, Petrus de Sancto Lazaro, 修道士 Petrus
O	1168	De Hospitali	…、Albertus Lombardus
		De militibus	ダビテ城代でエルサレム副伯 Rohardus, Balduinus Bubalus, Banimus, Petrus Armenus, Thomas Patricius とその兄弟 Eustachius, Bratinus, Adam と Fulco の Niger 兄弟
		De iuratis	Petrus Bardinus, Rinaldu Lisachir, Jofridus de Torz, Johannes Ramundus, Lambertus Cambiator, Willelmus Norman, Robertus de Bagencei, Hugo de Tolosa, Petrus Salmon
		praeterea interfuerant	Petrus de S. Lazaro, Petrus de S. Jacobo, Stephanus Humberti, Rodulfus de S. Petro, Tosetus の息子 Roardus, Manasses, Willelmus Patun
へ	1168	(ブルジョワ、総大司教関係者?)	dapifer Gaufridus, Robertus de Pinkegni
P	1169	(騎士)	Guido de Beteras
		(?)	Concelinus, 総大司教セネシャル Gaufredus
		(ブルジョワ)	Lambertus Cambiator, Albertus Lombardus, Albertus Tortus, Guillelmus de Ponte, Guillelmus Normandus, Ricardus Zafarinus, Petrus de Sancto Lazaro, Borduinus Parmentarius, Costancius Parmentarius

都市エルサレムのブルジョワ（櫻井）

Q	1173	(騎士)	かつての副伯 <u>Hernulfus de Blanca Guarda</u> (qui venditiones inde accepit jure regio)
		(ブルジョワ、陪審含む)	<u>Goncelinus</u> 師 <u>Magister</u> 、陪審 <u>Symon</u> 、 <u>Joffridus</u> 、 <u>Gillebertus</u> de <u>Pinkeni</u> 、 <u>Lambertus</u> Patriarcha、 <u>W. de Ponz</u> 、 <u>Johannes Briccii</u> 、陪審 <u>Bartholomeus</u> 、 <u>Gaufridus Tortus</u> 、 <u>Petrus de Sancto Lazaro</u> 、 <u>Guillebertus</u> de <u>Pinkeni</u> の義兄弟 <u>Jacobus</u> 、 <u>Rice</u>
30	1173	De laicis	<u>Guncelinus</u> <u>Castelli</u> 、通訳 <u>Radulfus</u> の甥 <u>Rothertus</u> 、 <u>Petrus</u> <u>Tornator</u>
R	1175	(ブルジョワ、陪審含む)	<u>Johannes Briccius</u> 、 <u>W. Beraudi</u> 、 <u>Johanes</u> <u>Dators</u> 、 <u>Pizellus</u> <u>li</u> <u>Rei</u> 、陪審 <u>Simon</u> 、 <u>Jofridus</u> <u>Bocherius</u> 、 <u>Petrus</u> de <u>Sancto Lazaro</u>
S	1175	(ブルジョワ、陪審含む)	<u>dominus</u> <u>Robertus</u> de <u>Pinquenni</u> 、 <u>Gaufridus</u> de <u>Tors</u> 、陪審 <u>Simon</u> 、 <u>Lambertus</u> <u>Patriarcha</u> 、 <u>W. de Ponz</u> 、 <u>Baldinus</u> de <u>Lions</u> 、 <u>Gaufridus</u> de <u>Issoudun</u> 、 <u>Pesellus</u> <u>Rex</u> 、 <u>Petrus</u> <u>Giberti</u> 、 <u>W. Patron</u> 、 <u>W. Beraudi</u> 、 <u>Johannes</u> de <u>Tors</u> 、 <u>Johannes</u> <u>Brien</u> 、 <u>Holdricus</u>
34	1175	(騎士)	城代 <u>Rohardus</u>
		(ブルジョワ)	<u>Anselmus</u> de <u>Brie</u> 、 <u>Anselmus</u> <u>Babic</u>
ホ	1175	De hominibus nostris laicis	<u>dapifer</u> <u>Gaufredus</u> 、 <u>pincerna</u> <u>Aldebertus</u> 、 <u>Petrus</u> <u>Lombardus</u> 、マレシャル <u>Arnaldus</u>
T	1177	(ブルジョワ)	商人 mercator <u>Bernardus</u> 、 <u>Stephanus</u> <u>Corvesarius</u> 、 <u>dominus</u> <u>Saxo</u> 、 <u>Raimundus</u> <u>Provincialis</u> 、 <u>Rollandus</u> <u>Gerbinus</u> 、 <u>Pisanus</u> と <u>domina</u> <u>Calva</u>
35	1177	De burgensibus Hierosilymitans	<u>Willelmus</u> <u>Beraldi</u> 、 <u>Goffridus</u> <u>Macellarius</u> 、 <u>Bernardus</u> <u>Cocus</u> 、 <u>Bertrandus</u> <u>Coqus</u> 、 <u>Bernardus</u> <u>Barberius</u>
マ	1177	De familia mea	<u>dapifer</u> <u>Galfredus</u> 、助司祭 <u>Girardus</u> 、 <u>Petrus</u> 、 <u>crucifer</u> <u>Willelmus</u> 、 <u>pincerna</u> で現在私の館の preceptor <u>Aldebertus</u> 、 <u>Petrus</u> <u>Lombardus</u>
U	1178	(騎士)	エルサレム城代 <u>Bariannus</u> 、 <u>Arnulfus</u> de <u>Blancagarda</u> 、 <u>Robertus</u> <u>Niger</u>
		(ブルジョワ)	<u>Bernardus</u> 師、 <u>Willelmus</u> <u>Beraldis</u> 、 <u>Willelmus</u> <u>Patrus</u> 、 <u>Lambertus</u> <u>Patriarcha</u> 、 <u>Gaufridus</u> <u>Bocherius</u> 、 <u>Uldricus</u> <u>Baptizatus</u> 、 <u>Willelmus</u> de <u>Ponz</u>
37	1178	De curia Jerusalem	国王の城代 <u>Bariannus</u>
		(騎士) (ブルジョワ)	<u>Guillaume</u> <u>Beraldi</u> 、 <u>Guillelmus</u> <u>Patrii</u> 、 <u>Huldricus</u> <u>Baptizatus</u> 、 <u>Johannes</u> <u>Bricii</u> 、 <u>Guillelmus</u> de <u>Ponz</u> 、 <u>Arnulfus</u> de <u>Blanca Custodia</u> 、 <u>Robertus</u> <u>Niger</u> 、 <u>Bernardus</u> <u>Proet</u>
38	1178	De laicis	<u>Gaufridus</u> <u>Turonensis</u> 、 <u>Robertus</u> de <u>Pinqueniaco</u> 、 <u>Johannes</u> <u>Raimundi</u> 、 <u>Willelmus</u> <u>Beraudi</u> 、 <u>Willelmus</u> de <u>Pntz</u>
39	1178	De burgensibus vero	<u>Robertus</u> de <u>Pincheneio</u> 、 <u>Galfridus</u> <u>Turonensis</u> 、 <u>Johannes</u> <u>Raimundi</u>
V	1179	(ブルジョワ)	<u>Robertus</u> de <u>Pinkeni</u>
		(騎士)	城代 <u>Rohardus</u>
		(ブルジョワ)	<u>Willelmus</u> <u>Beraldi</u> 、 <u>Willelmus</u> <u>Patrun</u> 、岡替商 <u>Lambertus</u> 、 <u>Joffridus</u> d'Issoudun、 <u>Johannes</u> <u>Briccii</u> 、 <u>Petrus</u> de <u>Sancto Lazaro</u>
41	1182	(騎士)	増アブラハム城代 <u>Johannes</u> <u>Barzela</u>
		(ブルジョワ、陪審含む) pro abbate	陪審 <u>Simon</u> 、 <u>Letardus</u> de <u>S. Abraham</u> 、 <u>Hugo</u> <u>Normannus</u> ...、 <u>Petrus</u> <u>Sancto Lazaro</u> 、...
42	1186	De juratis	<u>dominus</u> <u>Gofridus</u> de <u>Toronis</u> 、 <u>dominus</u> <u>Willelmus</u> <u>Patron</u> 、 <u>dominus</u> <u>Willelmus</u> <u>Beraudi</u> 、 <u>dominus</u> <u>Willelmus</u> de <u>Ponz</u> 、 <u>Johannes</u> <u>Raimundi</u> 、 <u>Johannes</u> <u>Briza</u> 、 <u>Petrus</u> <u>Blanchardi</u> 、 <u>Michael</u> <u>la</u> <u>Vila</u> 、 <u>Stacionarius</u>

注：整理欄の記号は、表1から表3のものに対応する。
 分類欄で、() のついているものは、筆者による分類である。
 副署欄の名前の下線はそれぞれ、次の事を意味するものとする。(表5、6も同じ)。
 _____ : 副伯乃至城代
 _____ : 陪審
 : その当時は解らないが後に陪審になった者、或いは陪審の可能性のある者

表5 国王発給証書

国王	総数	副署	整理	年	場所	内容	分類	副署人	出典
ボードワン1	10	0							
ボードワン2	12	4	あ	1120	エルサレム	エルサレムに持ち込まれる物(豆類等)に対する関税の廃止	(ブルジョフ)	… <u>副伯 Anschetinus</u> 、… <u>Rainaldus de Pont</u> 、 <u>Goffridus Acus</u> 、 <u>Porcellus</u> 、 <u>Beratinus</u> 、 <u>Bachelorius</u> と <u>Willelmus Strabanum</u>	Rozière., 45.
				1122	?	聖マリア修道院にナブルス内の Beter 城を譲渡	(ブルジョフ)	… <u>Bernardus Vaccarius</u> 、…	Kohler., 8.
				1129	エルサレム	聖ヨハネ騎士修道会にエルサレム領内の所有物を承認 Bernardus de Tolosa が聖マリア地区にある住居を聖ヨハネ騎士修道会に寄進したことを承認	(ブルジョフ) (ブルジョフ)	<u>副伯 Aschetinus</u> <u>Goffridus de Acula</u> 、 <u>Alfanus</u> 、 <u>Sicherius de Beritto</u> 、 <u>Porcellus</u> 、 <u>Rancoldus de Ponz</u> <u>副伯 Aschetinus</u> <u>Rainaldus de Ponz</u> 、 <u>Goffridus de Acula</u> 、 <u>Siharius de Beritto</u> 、 <u>Porcellus</u>	Regesta., 130.
				1130	ティール	聖マリア修道院にティール領内の Bestella 城とティール近郊の Sardana 城を周辺地と共に譲渡	(ブルジョフ)	… <u>Bernardus Vaccarius</u>	Kohler., 18.
フルク	5	3	お	1136	ナブルス	聖ヨハネ騎士修道会にベスジブランの住居と城塞を譲渡	De baronibus De burgensibus	エルサレム副伯 <u>Rohardus</u> 、…、 <u>Bernardus Vachir</u> 、 … <u>Gaufridus Acus</u> 、 <u>Rainaldus de Montlohri</u> 、 <u>Sohir de Baruth</u> 、 <u>Bonet de Tholosa</u> 、 <u>Porcel</u> 、 <u>Willelmus Strabo</u>	Regesta., 164.
				1138	エルサレム	エルサレム総大司教ウイレムスと聖墳墓教会に Bethania にあるラザール教会を所有することを承認	De Ierusalem De Accon De peregrinus autem	<u>エルサレム副伯 Rohardus</u> 、…、 <u>Bernardus Vacers</u> 、… <u>騎士 Alardus</u> 、 <u>Hildredus</u> 、 <u>Sigerius</u> 、 <u>Humbertus</u> と <u>その姪、カメラリウス Milo</u> 、 <u>Bakelarius Meinardus de Portu</u> 、 <u>Nicolaus Dorez</u> 、 <u>Alhericus</u> 、 <u>Rotiandus Luensis</u> <u>Ivo de Nigella</u> 、 <u>Teruanensis</u> の弁護士(法学者) <u>advocatus Arnulfus</u> 、 <u>Ingelramus de Bova</u> 、 <u>Richardus de Herecurch</u> 、 <u>Anskerius de Enece</u>	Rozière., 33.
				1138	ナブルス	聖墳墓教会に住居の所有を承認		エルサレム副伯 <u>Rohardus</u> 、 <u>Bernardus Vacers</u> 、 <u>Meinardus de Portu</u> (アッコンのブルジョフ)	Rozière., 32.
ボードワン3	25	3	く	1144	エルサレム	聖墳墓教会聖堂参事会長ベトルスにこれまでの国王が譲渡したものを承認	De baronibus	…、 <u>副伯 Rohardus</u> 、…、 <u>Bernardus Vacherius</u> 、 <u>Gaufridus Acus</u> 、 <u>Toselus</u> 、 <u>Imbertus de Bar</u>	Rozière., 34.
				1149	ヤッファ	Robertus Sancti Egidii と聖ヨハネ騎士修道会の間の争いの和解、Robertus が聖ヨハネに Emas 城や周辺地を250ペザンツで売却することを承認	De baronibus	<u>副伯 Rohardus</u> 、…、 <u>Gaufridus de Acu</u> 、 <u>Rainaldus de Monte Lauduno</u>	Roulx., 9.
				1155	アッコン	ラムラ領主エーグ・ディブランが聖墳墓教会に城塞を700万ペザンツで売却することを承認(アラブ戦士は除く)	De baronibus regis De burgensibus	…、 <u>エルサレム副伯 Arnulfus</u> 、… <u>Hugo saliens in bonum</u> 、 <u>Petrus Pfragorensis</u> 、 <u>Bricius</u> 、 <u>Gaufridus Turonensis</u> 、 <u>Willelmus Normannus</u> 、 <u>Rainaldus Sicarius</u> 、 <u>Petrus de Sancto Jacobo</u> 、 <u>Petrus Hugonis</u> 、 <u>Petrus de Sancto Lazaro</u>	Rozière., 56.
メリザンド	9	5	さ	1150	?	聖墳墓教会にイクリア・プリンティシの教会の所有を承認	Burgenses	<u>副伯 Rohardus</u> 、 <u>Tosetus</u> 、 <u>Umbertus de Bar</u> 、 <u>Petrus de Perregori</u> 、 <u>Symon Ruffus</u> 、 <u>Albertus Lombardus</u>	Rozière., 49.

都市エルサレムのブルジョワ（櫻井）

			し	1150	?	聖ラザール修道院が、シリア人 Mozageth からベツレヘム内の4つの葡萄畑を1000ペザンツで購入するのを承認	(ブルジョワ)	…、副伯 Rohardus Bencellinus、… Britus、Herbertus Longobardus、Petrus de Pirregori、Herbertus Strabo、Rainaldus Secchir、Petrus Salomon、Senorethli Palmentirs、Petros	Marcy., 8.	
			す	1151	?	聖ラザール修道院にグビデ塔近くの製粉所とベツレヘム内の葡萄畑を譲渡	(ブルジョワ)	エルサレム副伯 Radulfus Strabo、… Bencellinus	Marsy., 10.	
			せ	1152	?	聖墳墓教会に Bethsuria 城の農民の所有を承認	(ブルジョワ)	…、Bencellinus、Thosetus、…	Rozière., 48.	
			そ	1159	?	聖ラザール修道院にマホメリアとの境界にある Bethana 城を譲渡	(ブルジョワ)	…、Willelmus Normannus、陪審 Symon、Herbertus Tortus、Gerardus Rex de Mahomeria	Marsy., 16.	
ボードワン3とメリザンド	2	2	た	1144	?	フルクが聖ラザール修道院に譲渡したものを承認		エルサレム副伯 Rohardus、Bernardus Vacherius、Girardus Passerellus、マレシャル Sado	Marsy., 3.	
			ち	1146	テイル	ヨセフ谷ノートルダム修道院の Bethfella 城の農民と国王の Thaeriosibena 城の農民間の土地を巡る争いの調停	De hominibus	…、Bernardus Vacherius、…	Delaborde., 26.	
アモーリー1	2	4	3	つ	1168	エルサレム	ヨセフ谷ノートルダム修道院とナブス副伯ボードワンとの Casarcos 城を巡る争いの調停	(ブルジョワ)	…、Robertus de Pinkeni、Stephanus de Neapoli 師、Gilbertus Nucius、Guido Nucius	Delaborde., 36.
			て	1171	トリポリ	聖墳墓教会に Turcho 城のシリア人がグビデ塔に支払う税金の免除を承認	(ブルジョワ)	エルサレム城代 Rohardus、…副伯 Arnulfus、… Robertus de Pinkeni、Gilbertus de Pinkeni、Willelmus Normannus、Herbertus Tortus、Willelmus Patronus	Rozière., 184.	
			と	1174	?	聖ヨハネ騎士修道会と聖マリア・マヨレ教会に両者の間にある道路の所有を承認	De viria Hierosolymitanis	副伯 Harnulfus、Robertus de Pinqueno、Goffridus de Turonis、Lambertus Patriarchae、Albertus Lombardus、Johannes Bricius、Willelmus de Punz、Thomas Patriz、Reinaldus de Belgrant de Caesarea、Petrus de S. Lazaro、Constantius Tortus、Guncelinus 師	Regesta., 516.	
ボードワン4	26	9	な	1174	エルサレム	ラムラ領主ボードワンが聖ヨハネ騎士修道会に聖マリア城を1700ペザンツで売却することを承認	(ブルジョワ)	…、Robertus de Pinkeni	Regesta., 518.	
			に	1176	エルサレム	聖墳墓教会に葡萄畑を譲渡	(ブルジョワ)	エルサレム城代 Roardus、… …、Willelmus Patrum	Rozière., 169.	
			ぬ	1177	?	フランス国王の妹サン・ジル伯女 Constance に Georgius de Betheri が 250ペザンツで売却した Bethduras 城の所有を承認	(ブルジョワ)	…、Robertus de Pinquigni、Gaufridus Turonensis	Roulx., 39.	
			ね	1178	エルサレム	Petrus de Creseca (騎士) が Bethcarta 等の城を購入することを承認	(ブルジョワ)	エルサレム城代 Bakianus、Willelmus Patrum、Willelmus Beraldus、Johannes Briccii、Radulfus Raimundi、Willelmus Pontii、陪審 Simon、Galterius Malpini	Regesta., 556.	
			の	1179	Vandum Iacob	国王セネシャル・ジョスランにカメラリウス Johannes がアッコに封土として持っていた Lanahie 城等を7500ペザンツで売却	(ブルジョワ)	Robertus de Pinquigni、Laurencius de Francoloco、Guillelmus Patrona、Guillelmus Raimundi、Radulfus Iterii、副伯 Rannulfus、Bernaldus 師	Strehle., 10.	
			は	1181	エルサレム	聖ヨハネ騎士修道会にミラベル内の Chola 城を、ラムラ領主の同意によって Hugo Flandrensi が 3000ペザンツで売却することを承認	(ブルジョワ)	エルサレム城代 Petrus de Cresecca、… Robertus de Pinquenni、Petrus Gilbertus、Petrus de Sancto Lazaro、…	Roulx., 57.	

			ひ	1181	エルサレム	上の再確認	(ブルジョワ)	Robertus de Pinquenni, ..., Petrus de Sancto Lazaro	Roulx, 58.
			み	1181	アッコ	国王セネシャル・ジョスランに国王の血縁者 Philippus Rufus が、1000ペザンツの assasia (?) とアッコの貨幣を2000ペザンツで売却することを承認	(ブルジョワ)	..., Laurentius de Franco loco	Strehlke, 13.
			へ	1182	エルサレム	ティール大司教ウイレルムスにトロン土地での譲渡物に対する全ての10分の1税権を譲渡	(ブルジョワ)	..., Laurentius de Franco loco, Balduinus de Duaco	Strehlke, 15.
ボードワン 5	3	1	は	1185	アッコ	ヨセフ谷ノートルダム修道院にナブルス内にある Mesdedule 城を譲渡	(ブルジョワ)	..., Robertus de Pinkenni, Gaufridus Turonensis, Rodulfus Iterii de Jerusalem, Gualterius Malpinus	Delaborde., 43.
ギー	4	0							

注：副書人欄の省略は次の通りである。(表6も同じ)
 ...：筆者による省略。
：史料そのものの損失。

表6 他領主・他地域発給証書

整理	発給人	年	場所	国王	内容	分類	副署人	出典
a	ティベリアス領主ギョーム・ド・ブリー	1126	エルサレム	○	ヨセフ谷ノートルダム修道院に Medan 近郊のサン・ジョルジュ城と周辺地を寄進	国王の前での証人	...エルサレム副伯 Ansechitinus, Radulfus, ..., Bernardus Vaccarius, Drogo de Maloe, Barda Armeo	Delaborde., 14.
b	アスカロン伯アモーリー	1155	アッコ	○	国王ボードワン三世がラムラ領主ユーグ・ティブランが聖墳墓教会に、幾つかの城塞を700万ペザンツで売却することを承認したことを確認	De burgensibus	エルサレム副伯 Arnulfus, Hugo saliens in bonum, Petrus Petragoricensis, Bricius, Gaufridus Turonensis, Willelmus Normannus, Rainaldus Sicarius, Petrus de Sancto Jacobo, Petrus Hugonis, Petrus de Sancto Lazaro	Rozière., 59.
c	ラムラ領主ユーグ・ティブラン	1155	アッコ	○	同上	同上	同上 + Tosetus の息子 Andreas	Rozière., 62.
d	Iohannes Guitardus	1156	エルサレム聖墳墓教会	×	マホメリアのブルジョワ達が聖墳墓教会に信仰の忠誠を宣言	corum	Rainaldus Sicher, Symon Ruffus, Petrus Petragoricensis, Gaufridus Turonensis, Albertus Lombardus, Pontius Gasagne, Petrus de Sancto Lazaro	Rozière., 131.
e	アスカロン伯アモーリー	1158	アスカロン	×	ラムラ領主ユーグ・ティブランが聖墳墓教会に城塞を売却することを承認	De burgensis regis	Hugo saliens in bonum, Goffredus Turonensis	Rozière., 60.
f	ラムラ領主ユーグ・ティブラン	1158	ラムラ?	×	同上	Deburgensis regis	Humbertus de Bar, Symon Ruffus, Bricius, Gaufridus Turonensis, Guillelmus Normannus, Iohannes Raimundi, Guibertus Papat, Petrus Burdinus, Petrus de Sancto Jacobo, Hugo saliens in bonum, Radulphus Burgensis, Petrus de Sancto Lazaro, Iohannes Vittarius, Evernimus, Anschetinus, Rainaldus Pieta-vus の息子 Iohannes	Rozière., 63.
g	ラムラ騎士 Radulfus	1158	ラムラ	○	ヨセフ谷ノートルダム修道院に Zonia 城の一部と Cala 城を売却	Ex parte monachorum testes	...Petrus de Peregori, Robertus Cocus, Pisellus Rex, Robertus Cementarius	Delaborde., 32.
h	ラムラ領主ユーグ・ティブラン	1159	ラムラ	×	聖ヨセフ修道院長 Herbertus との土地の交換		...Albertus Lombardus, Umbertus de Bar, Symon Ruffus, Herbertus Tortus, Iohannes Raimundi	Rozière., 65.

都市エルサレムのブルジョワ（櫻井）

i	カエサレバ領主 ジャン・ゴスマ ン	1161	エルサレム	×	聖墳墓教会に Bethahatap 城等を 1400ペザンツで売却		グビテギ城代 Odo de sanc to Amando, …エルサレム総大司教 Amalricus のセネシヤル Gaufridus Turonensis, Briccius, Rainaldus Sichierus, Geraldus Aldenarius, Albertus Lombardus, Willelmus Beraldus, Albertus Tortus, Willelmus Normannus	Rozière., 100.
j	聖アブラハム教 会聖堂参事会長 Adam	1163	エルサレム	×	PetrusJai に Naharia とその周辺 地や、アンティオキア内の財産を 売却	De aliis	…Willelmus Berald, Johannes Raimundi, Johannes Turonensis, Raimundus, Petrus Bernardi と その甥 Bartholomeus, Bernar- dus	Roulx., 19.
k	ベツレヘム司教 ラドルフスと聖 マリア修道院長 ギレルムス	1163 -68	アスカロン	○	アスカロンの聖ヨハネ教会の調停 により、Gemerosa 城を巡る争いの 和解	Mediatorum vero nomina haec	国王アモーリー、…Adam Niger とその兄弟 Fulco, Balduinus Busele, Simon, Raynaldus, Albertus Lumbardus	Kohler., 34.
l	ミラベル領主 ボードワン・デ イブラン	1167	ラムラ?	×	聖ヨハネ騎士修道会に聖マリア城 等を3000ペザンツで売却	De burgensi- busHiero- solymitanis	Johannes Raimundi, Guillelmus Patronus, Guillelmus de Ponz, Petrus Magnus de Calenzone, Serre の騎士 Luvellus, Ansal- dus de Brie, Balduinus de Rohaz, Johannes de Valencennes, Fulco Niger, Guido Dauratus, Bal- duinus de Lisabona	Regesta., 433.
m	イブラン領主 ユーグ	1169	ラムラ	×	伯父 Rainerius が聖ラザール修道 院に寄進した、ラムラ内の所領を 確認と併せて葡萄酒の寄進		…、エルサレムのブルジョワ Willelmus de Ponz	Marsy., 25
n	主 昇天教会 minister Ber- naldus	1171	アッコ	○	聖ヨハネ騎士修道会に Cafran 城 や周辺地を譲渡	De baroni- bus De juratis	…、エルサレム城代 Rohardus, …領主 Symon, Gaufridus Turronensis, Guillebertus de Pinguigni, Robertus de Belgnci, …、Pesellus Rex, Johan- nes Briccius, Guillelmus Berald, Guillelmus Patronus, Guillelmus de Pons, Bartholo- maeus Luscius, Balduinus…、 …、…、Petrus de S. Jacobo, Petrus de S. Lazaro, 総大司教 pincerna Adelbertus	Regesta., 492.
o	仏王ルイ6世紀 コンスタンツァ	1173	エルサレム	×	聖ヨハネ騎士修道会にアスカロン 内の Bethera 城等を年間500ペザ ンツの支払いにて売却		…Robertus de Pinkeni, Joffridus de Turs, Willelmus Ebraldi, Johannes Bricci, Ernulfus de Blancagarda, Petrus de S. Lazaro, …	Regesta., 503.
p	サン・ジル城領 主ボードワン	1175	エルサレム	×	タボール山修道院長ガリスが、 聖墳墓教会にサン・ジル内の教会 等を返還し、葡萄酒と住居を2000 ペザンツで売却することを承認	Miles Burgenses Jerusalem	エルサレム城代 Rohardus, … …Gaufridus Turonensis, Rober- tus de Pinkeniaco, Johannes Raimundi, Willelmus Patronus, ティール大司教 Willelmus の兄 弟 Radulphus, Bernardus Proet	Rozière., 141.
q	ナブルス副伯 アモーリー	1177	ナブルス	×	Casresil 城を巡るアモーリーとヨ セフ谷ノートルダム修道院との争 いにおいて、後者の所有を確認	ejusdem ecclesie monarchi	…かの教会の修道士即ち dognus Petrus de S. Lazaro, …	Delaborde., 39.
r	ヤッファ・アス カロン伯シビ ユ	1177	エルサレム	×	仏王の姉妹でサン・ジル伯女コン スタンツァに、Georgius de Betheri が250ペザンツで売却し た Bethdura 城の所有を承認		…Robertus de Pinguigni, Gaufridus Turonensis	Roulx., 41.
s	アスカロン副伯 Guillems Rufus	1179	アスカロン	×	聖ヨハネ騎士修道会に Coquebel 城と Mordefro 城からの5年間の 収税を1000ペザンツで売却		…Robertus de Pinqueni, …	Roulx., 53.

注：国王欄の記号は次のことを示す。

○：国王の存在が確認できる、或いは存在の可能性が有る。

×：国王の存在が確認できない、或いは存在の可能性が無い。

The *Burgenses* of Jerusalem :
The governmental structure of the first Latin Kingdom of Jerusalem

by

SAKURAI Yasuto

Law books and their visions of court, the classification between the clerical and secular courts, and the difference between *Haute Cour* and *Cour des Bourgeois*, have had an influence on many scholars. It can be said that although some scholars have doubted the documentary merit of law books they are all under the influence of Law books' classification.

In order to verify the classification of the Law books, the *Burgenses* of Jerusalem are chosen as a focus in this essay. A comprehensive re-examination of charters will reveal that not vicomte but some of them were the core of the city government, and that their activities were not restricted within the city. It is easier to understand these points when some conditions peculiar to the Latin Kingdom of Jerusalem, such as the lack of manpower and the threat of the Muslims' military power, are taken into consideration. As a result, it can be said that the governmental structure in the Law books didn't reflect reality.

Eugenics in a "Defence State"

—Focusing on the thoughts and actions of *Koya Yoshio*—

by

MATSUMURA Hiroyuki

The purpose of this paper is to examine the position of eugenics in Japan during the 1930's-40's, In this period, eugenics, which had already penetrated into Japanese society since the beginning of the twentieth century, developed along